

平成26年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成27年2月9日（月）

午後6時30分から午後8時30分まで

場所：かながわ労働プラザ 3階ホールB

次 第

1 新委員紹介

2 議 題

- (1) 社会福祉審議会答申（平成23年3月7日付）への取組について【資料3】

3 報 告

- (1) 「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について【資料4】
- (2) 「第3期横浜市障害者プラン」の策定について【資料5】
- (3) 平成27年度健康福祉局予算（案）について【資料6】

4 その他

配付資料のうち冊子については、下記リンクよりご参照ください。本資料には掲載しておりません。

《配付資料》

【資料1】 横浜市社会福祉審議会について及び根拠法令等抜粋

【資料2】 委員名簿・臨時委員名簿・事務局出席者名簿

【資料3】 社会福祉審議会答申（平成23年3月7日付）への取組について

【資料4】 [「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」](#)の策定について

【資料5】 [「第3期横浜市障害者プラン」](#)の策定について

【資料6】 [平成27年度健康福祉局予算（案）](#)について

【資料7】 「横浜市中期4か年計画2014～2017」 [冊子](#)及び[概要版](#)

横浜市社会福祉審議会について

1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 35 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（22人）は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	10 人
学識経験のある者	9 人

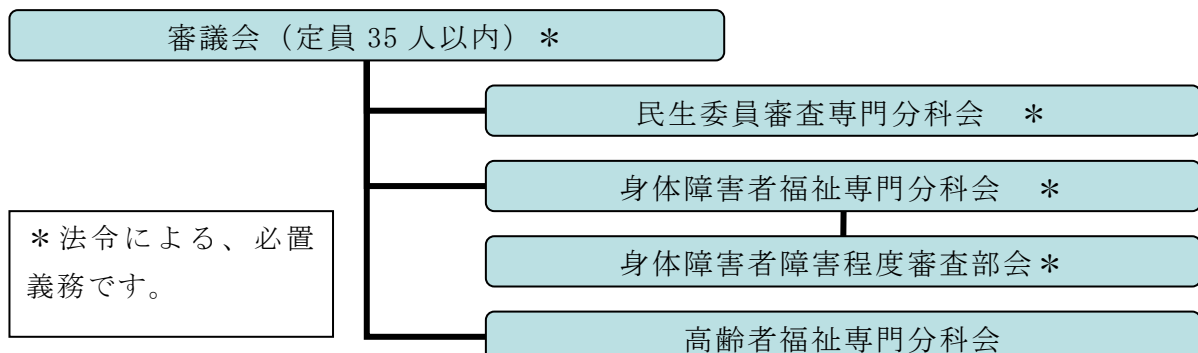
（参考）社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

4 任期・報酬

任期は 3 年（平成 25 年 1 月 12 日～平成 28 年 1 月 11 日）、報酬は 14,000 円（日額）となっています。

5 組織（専門分科会及び審査部会）



6 これまでの審議会の開催状況

(平成25年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(平成24年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	名
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	老人の居宅対策について	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	身体障害者の居宅対策について	
昭51. 7. 20	昭53. 2. 23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53. 7. 20	昭54. 4. 17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55. 3. 31		(答申)
昭53. 7. 20	昭55. 3. 31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55. 10. 30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59. 7. 5	昭60. 7. 15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61. 10. 27		(答申)
平 2. 4. 27	平 4. 12. 1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14. 12. 16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18. 1. 31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20. 7. 9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22. 8. 13	平23. 3. 7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	

社会福祉法（抄）

昭和 26 年 3 月 29 日
法 律 第 4 5 号

第 2 章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法*第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は3人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

*法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

第 3 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

第 6 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

附 則(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日
最近改正 平成25年6月14日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定数)

第2条 審議会は委員35人以内で組織する。

(所管事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを

定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

横浜市社会福祉審議会委員名簿

(任期：平成 25 年 1 月 12 日～平成 28 年 1 月 11 日)

(敬称略)

	氏名	団体	分科会	就任
市会議員	1 黒川 勝	市会健康福祉・病院経営委員会 委員長	民生	H26. 6
	2 石渡 由紀夫	市会健康福祉・病院経営委員会 副委員長	民生	H26. 6
	3 安西 英俊	市会健康福祉・病院経営委員会 委員	民生	H26. 6
社会福祉事業従事者（五十音順）	4 小倉 徹	横浜市福祉事業経営者会会長	高齢	H25. 7
	5 小池 純子	横浜市リハビリテーション事業団常務理事	身障	H22. 1
	6 坂田 信子	横浜市心身障害児を守る会連盟事務局長	身障	H25. 1
	7 佐々木 寛志	横浜市社会福祉協議会会長	高齢	H22. 8
	8 鈴木 啓正	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会部会長	高齢	H25. 8
	9 高山 健	横浜知的障害関連施設協議会会長	民生	H26. 11
	10 中野 しずよ	特定非営利活動法人市民セクターよこはま理事長	高齢	H22. 1
	11 長谷川 正義	横浜市民生委員児童員協議会会長	民生	H17. 2
	12 早坂 由美子	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会副会長	身障	H25. 1
	13 堀越 ひろみ	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人	高齢	H16. 1
学識経験者（五十音順）	14 熊澤 美香	横浜弁護士会 弁護士	民生	H22. 1
	15 新保 美香	明治学院大学社会学部教授	高齢	H16. 1
	16 鈴木 康司	横浜市労働組合連盟執行副委員長	身障	H25. 11
	17 橋本 泰子	大正大学 名誉教授	民生	H16. 1
	18 平井 晃	横浜市身体障害者団体連合会理事長	身障	H19. 10
	19 藤塚 正人	神奈川新聞社編集局次長兼報道部長	身障	H21. 1
	20 古谷 正博	横浜市医師会会長	高齢	H25. 1
	21 横井 正巳	横浜市町内会連合会顧問	民生	H24. 7
	22 渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部教授	身障	H25. 1

横浜市社会福祉審議会 臨時委員 名簿

平成25年1月12日～平成28年1月11日
(敬称略)

	障害分野	委員名(敬称略)	所 属 職 名
1	肢体不自由	腰野 富久	横浜市立大学医学部 名誉教授
2	肢体不自由	伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
3	肢体不自由	白野 明	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問
4	肢体不自由	前廣 進	前廣整形外科柳町診療所 院長
5	肢体不自由	安藤 徳彦	(前)横浜市市民総合医療センター リハビリテーション科 教授
6	肢体不自由	半澤 直美	よこはま港南地域療育センター センター長
7	視覚障害	水木 信久	横浜市立大学医学部 眼科教授
8	視覚障害	飯島 康仁	あおと眼科院長
9	聴覚～ そしゃく機能障害	大石 公直	横浜療育医療センター
10	聴覚～ そしゃく機能障害	持松 いづみ	横浜市立大学医学部 客員准教授
11	心臓 呼吸器機能障害	遠山 慎一	フォーシーズンズいろいろどり (横浜保土ヶ谷中央病院)
12	心臓 呼吸器機能障害	大河内 明子	おおこうちクリニック 院長
13	じん臓機能障害	池田 弓子	虎の門病院横浜第二合同庁舎診療所
14	ぼうこう 直腸、小腸機能障害	池 秀之	済生会横浜市南部病院外科部長
15	ぼうこう 直腸、小腸機能障害	大木 繁男	横浜市立大学附属市民総合医療センター 消化器病センター
16	免疫機能障害	立川 夏夫	横浜市立市民病院 感染内科長
17	そしゃく機能障害	藤田 浄秀	横浜市立大学医学部 名誉教授
18	肝臓機能障害	多羅尾 和郎	神奈川県立がんセンター顧問 (たらお内科・消化器科 院長)

平成27年1月21日時点

横浜市社会福祉審議会事務局名簿

幹 事	1	健康福祉局長	オカダ テルヒコ 岡田 輝彦
	2	保健所長（担当理事兼務）	トヨザワ タカヒロ 豊澤 隆弘
	3	健康福祉局 医療政策室長	マスズミ トシヒコ 増住 敏彦
	4	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	ハタザワ ケンイチ 畑澤 健一
	5	健康福祉局 企画部長	メンドリ カズトミ 妻鳥 一富
	6	健康福祉局 地域福祉保健部長	イソガイ ヤスマサ 磯貝 康正
	7	健康福祉局 生活福祉部長	ホンダ ヒデトシ 本田 秀俊
	8	健康福祉局 障害福祉部長	スギモト ヒデカズ 杉本 英和
	9	健康福祉局 高齢健康福祉部長	ホソカワ テツシ 細川 哲志
	10	健康福祉局 健康安全部長	タナカ ヤスシ 田中 靖
	11	健康福祉局 総務課長	サトウ トモナリ 佐藤 友也
	12	健康福祉局 職員課長	ナカジマ タカオ 中島 隆雄
	13	健康福祉局 企画課長	サトウ ヒロタカ 佐藤 広毅
	14	健康福祉局 医療政策課長	クラモト ヒロヨシ 倉本 裕義
	15	健康福祉局 福祉保健課長	ナカジマ マサユキ 仲嶋 正幸
	16	健康福祉局 障害企画課長	コオリ リョウイチ 桑折 良一
	17	健康福祉局 障害福祉課長	カミジョウ ヒロシ 上條 浩
	18	健康福祉局 障害支援課長	キミワダ タケン 君和田 健
	19	健康福祉局 高齢健康福祉課長	マツウラ ジュン 松浦 淳
	20	健康福祉局 介護保険課長	ホシ ノブユキ 星 信行
	21	健康福祉局 保健事業課長	モギ ジュンイチ 茂木 潤一

平成27年2月9日

1 横浜を取り巻く状況

年齢構成の変化

- 急速に進む高齢化
- 要介護認定者数は市内で約 20 万人、少なくとも約 10 万人が認知症高齢者に

家族の変化

- 単身又は夫婦のみ高齢者世帯の増加
- 単独世帯がさらに増加、今後最も多い世帯類型となる

地域の変化

- 郊外部の団地を中心に、コミュニティの次世代継続が困難な地域が発生
- 市民活動への参加意欲が減少
- 隣近所との付き合い方は希薄化
- NPO の数は、一貫して増加

技術・コミュニケーションの変化

- インターネット普及率は、すでに 8 割弱に
- ICT を活用したコミュニケーションが活発化
- 民間等の技術開発が活発化

雇用の変化

- 就職氷河期世代を中心に、失業者数が増加
- 女性の労働力率は向上
- 非正規雇用と賃金格差が拡大

行政の変化

- 福祉経費は一貫して増加、財政は硬直化
- 行政需要は増大・多様化自治体の責任・役割は増大

■様々な市民像（「横浜市民生活白書 2009」による 8 つの市民像）

- 「健康不安と孤立感の強い向老期」(5.6%) ⇄ 「生活不安がほとんどないリタイア世代」(9.1%)
 - 「最低生活の確保に強いリスクを抱えている」のは高齢期前と 20 代の若年世代
- このまま策を打つことができれば、2025 年には、社会の高齢化に伴う人材・財源不足と若年世代の弱体化という 2 つの大きな課題を背負いかねない

■まとめ

- 超高齢社会の問題を、高齢者の問題として特化せず、社会構造全体の問題として、若年世代も含めて考えていく
- 課題への対処療法ではなく、あるべき姿から逆算して考える(既存の社会システムの延長線上での対策は不十分)
- 地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出す

2 横浜における福祉社会構築の方向性

今後見込まれる変化を考えると、従来の社会保障(公助)だけでは限界。超高齢化する横浜を支えていくためには、既存の公助のほころびを直すだけでなく、**市民の自立(自助)を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み(共助)を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員すべき。**

自助の領域のあるべき方向性～市民主体の領域～

【方向性①】高齢者の現役化などにより、経済面での自立度が高まっている

- 地域での雇用ニーズに対して地域の人材を供給し、「地産地消型の労働市場」を拡大させるなど、高齢者も活躍できる領域を確保する
- 市民が様々なサービスを安心して享受でき、経済的な活動が活性化されるよう、消費活動を促進する

【方向性②】市民の健康づくりに対する取組が進み、健康面での自立度が高まっている

- 市民や企業が健康づくりに主体的に取り組むインセンティブ(動機)をつくる
- ポピュレーションアプローチと、ハイリスクアプローチを組み合わせ、健康政策の効果を高める

共助の領域のあるべき方向性～地域主体の領域～

【方向性①】地域に愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域の活動に積極的に参加する意識が醸成されている

- 面白い機能をつけたり、着眼点をかえるような機会を与えることで、参加したくなる「きっかけ」をつくる
- 業務で習得したスキルを生かしたり、遊休化している資産を貸したりするなど、多様な参加の仕方を作る
- 学校教育と連携し、地域活動へ参加することの価値観を醸成するなどの取組をすすめる

【方向性②】市民の地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している

- 地縁組織(自治会・町内会等)と志縁組織(NPO 等)のお互いの強みを生かし、連携する
- ICT など新たなコミュニケーションツールを活用して、「顔の見える関係」を補完する
- 多世代交流や、活動を通じて人材を育成する仕掛けなど、組織の活性化策を組み込む
- 地域ケアプラザなどを中核に、きめ細かいサービスを提供している様々な活動をランチ化する
- 社会的企業(ソーシャル/コミュニティビジネス)の注目が高まる中、事業・ビジネスとして成立させる仕組みを考える

【方向性③】地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分(サービス)が補完されている

- 見守りネットワークや、買い物支援サービスなど既存の活動を奨励・促進する
- 地域の人たちが世代を超えて実家のように集まれる場所など、より小さい単位で、集える場を創出する
- ホームシェアや高齢者向け住宅との連携など、住まい方と家族機能の補完を一体的に考える

公助の領域のあるべき方向性～行政主体の領域～

【方向性①】地域の活性化を通して福祉社会の支え手が増加している

- 成長戦略の視点に立って地域における雇用を創出し、地域の人材を供給するなど、地域経済活性化による歳入増加策を考える
- 魅力的な制度を打ち出し、いわゆる生産年齢人口を呼び込むことで、生産年齢人口の割合を高める

【方向性②】満足度を下げずに行政サービスの提供方法が見直されている

- 年齢要件で一律的に提供している行政サービスの見直しなど、根本に立ち返って行政サービスの対象者や提供方法を見直す
- 他の行政サービスとの連携や、予防的施策の展開により、市全体の負担を抑制する、という観点(全体最適)で考える

【方向性③】自助や共助の力を引き出す環境が整っている

- 自助や共助の力を引き出す行政の「責任」と、事業として実際に展開する「手法や実施主体」を切り分けて考える
- 行政の縦割りの現状を認識しつつ、各制度をつなぐ機能や仕組みをつくる
- 自助・共助・公助の領域にとどまらず、地域・市民・行政の関与すべき度合を常に見直し「新たな助け合いの領域」の創造を模索する

3 2025 年への提言

1 2025 年に向けた「つながり方」－新たなおせっかいの提案－

市内で単独世帯が増加し、近所付き合いが希薄化する一方で、新しい「つながり方」の模索が、様々な地域で始まっている。楽しみながら社会とつながるインセンティブをつくったり、施設の運営や地域コーディネーターへの支援措置を充実したりすることが求められる。また、要援護に関する情報を、これまでより積極的に地域に提供することも検討すべきである。

さらに、共助による「つながり」を期待できない地域は、ICT(情報通信技術)の活用による見守り機能や、地域包括センターの全数調査に基づく伴走機能などの取組を、地域特性に合わせて行政が積極的に支援していく必要がある。

2 2025 年に向けた「働き方」－新たなワークスタイルの提案－

高齢化が一層進む中、介護・医療分野が今後の雇用の大きな受け皿となる。

また、地域の雇用ニーズを創出し、地域の人材を供給する“地産地消”型の労働市場をつくることも検討すべきである。

さらに、シルバー世代も含め、誰もがより長く楽しみながら労働できるような環境の整備、従来の労働とは違った価値観の醸成なども重要である。

3 2025 年に向けた「住まい方」－多様な住宅ストックの活用提案－

地域で住み続けるためには、住宅そのものの居住性はもちろん、買い物など日常生活に必要なサービスや、いざというときの医療・介護等のサービスを確保し、そのうえさらに、年金を中心とする自らの収入の範囲内で収めることが求められる。

横浜には集合住宅、戸建住宅など多くの住宅ストックがあるが、最近では空き家や空住戸が目立つ地域も出てきた。これからの高齢者の住まいのニーズに対応するために、高齢者向けの新たな住宅整備に加え、空き家や空住戸も積極的に活用することが重要である。

＜取組の進め方＞

- ① 先進的事例・プロジェクトを積み上げる
- ② 既存資源を最大限に活かす
- ③ 様々な主体とともに、解決策を考える

横浜における持続可能な福祉社会の構築について

自助・共助・公助の新しい関係構築に向けて

— 答申書 —

平成 23 年 3 月 7 日

横浜市社会福祉審議会

はじめに

横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、2010年8月13日、横浜市長から、団塊の世代が75歳に達する2025年を見据え、行政や地域が果たすべき役割や、高齢社会における支え合いのあるべき姿など、横浜における持続可能な福祉社会の構築について検討するよう諮問を受けた。

これを受け、審議会は、社会福祉法第11条第2項及び横浜市社会福祉審議会運営要綱第3条第3項により、臨時の専門分科会（「横浜における持続可能な福祉社会の構築に関する専門分科会」。以下「専門分科会」という。）を設置した。

専門分科会では、横浜の現状を分析するとともに、今後のあるべき姿や方向性、そのために行うべき具体的な行動について議論を重ね、その後、平成23年2月に開催された審議会総会において、分科会での検討内容について更なる審議を行った。

各種データが示す今後の変化は、急速な高齢化に加え、若年世代の未婚化や雇用不安など決して楽観視できるものではない。一方で、ことさら負の側面を強調し、危機感ばかりを募らせるのも適切ではない。そこで、審議にあたっては、希望の持てる福祉社会の構築に向けて、どのような施策が効果的なのか、そのヒント・解決の糸口を探ってきた。

本審議会は、社会福祉法において「社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査・審議する」とされているが、答申に向け、市内人口の年齢構成の問題や経済・雇用の問題など、様々な社会問題を多角的にとらえて議論してきた。今後、具体的施策を検討するにあたっては、本答申の趣旨を汲んでいただき、子育て支援や経済活性化、まちづくり等との連携をより一層進め、ぜひ実効性のある取組を進めていただくことを期待している。

ここに、これまでの検討結果をとりまとめ、答申する。

2011年（平成23年）3月
横浜市社会福祉審議会
委員長 佐々木 寛志

目次

1 横浜を取り巻く状況	1
（1）今後予想される変化	1
（2）様々な市民像	6
（3）まとめ	7
2 横浜における福祉社会構築の方向性とは	8
（1）自助の領域のあるべき方向性 ～市民主体の領域～	8
（2）共助の領域のあるべき方向性 ～地域主体の領域～	11
（3）公助の領域のあるべき方向性 ～行政主体の領域～	15
3 2025年への提言	19
（1）人口減少・超高齢社会に向けて今後取り組むべき課題	19
（2）取組の進め方	21
関連資料	23
（資料1）諮問文	24
（資料2）分科会委員名簿	25
（資料3）分科会開催経過	26
（資料4）関連データ	27

1 横浜を取り巻く状況

(1) 今後予想される変化

いわゆる団塊の世代が 75 歳となる 2025 年とは、どのような社会となるのか。

さまざまな変化が予想され、その姿を描くことは非常に困難であるが、このうち、変化の度合いや影響が大きいと思われるものについて、以下のとおり整理した。

①年齢構成の変化（それに伴う福祉サービスへの需要の拡大）

○急速に進む高齢化

横浜市においても少子高齢化は進行し、2025 年には市内の人口の高齢者人口は約 100 万人となる見込みである。これは市内人口の 26.8%であり、4 人に 1 人以上が 65 歳以上の高齢者となる見込みである。

横浜市の特徴として、2025 年においても高齢化率は全国平均に比べて低いと見込まれるものの、2005 年と比べた指数（増加率）は全国水準よりも高く、高齢化のスピードが速いという点があげられる。

○要介護認定者数は市内で約 20 万人に

2000 年の介護保険導入以降、要介護認定者数は年々増加しており、2025 年には、19.6 万人が要介護の認定を受けると推計され、これは 2010 年 1 月 1 日時点の 1.75 倍である。

○75 歳から要介護認定率は急増

介護保険の要介護認定率を年齢別に見ると、65～74 歳（前期高齢者）では約 5%、75 歳以上（後期高齢者）では約 30%となっている。つまり、前期高齢者の大半は「元気高齢者」であり、本当の「介護問題」は後期高齢者の課題である。したがって、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年頃に、介護ニーズが飛躍的に高まることが予想される。

○少なくとも約 10 万人が認知症高齢者に

これまでの経験値から、要介護認定を受けた高齢者の約半数に、認知症の何らかの影響が見られることがわかっている。この傾向がそのまま続けば、2025

年には、少なくとも 19.6 万人×50%=9.8 万人が認知症高齢者になると推定される。

②家族の変化

○高齢者の 70%程度が単身又は夫婦のみ世帯に

65 歳以上の高齢者のいる世帯において、単身及び夫婦のみ世帯の割合は一貫して増加している。このペースで増加を続けると、2025 年には高齢者の 70%程度が単身又は夫婦のみ世帯となる可能性がある。

○「単独世帯」が今後最も多い世帯類型に

横浜市将来人口推計によると、家族類型別世帯数の割合が、2025 年には「夫婦と子供からなる世帯（核家族）」よりも「単独世帯」のほうが多くなり、「単独世帯」が最も多い世帯のタイプとなると見込まれている。

今後も、核家族化以上に単独世帯化が進み、世帯規模はさらに小規模化していくであろう。

○未婚率・離婚率の上昇により、単独世帯はさらに増加

横浜市の生涯未婚率（50 歳時点での未婚率）の推移を見ると、1990 年以降、男女ともに上昇傾向にある。また、若年層の未婚率も同様に上昇しており、30～34 歳の男性の未婚率は 2005 年時点で約半数で、1980 年と比べて約 20%上昇している。

婚姻件数が減少する一方で、離婚件数は増加している。1990 年代に大きく増加し、2005 年時点での離婚率は 2.06%となっている。

こうした傾向が今後も続けば、単独世帯はますます増加すると見込まれる。

（2005 年時点では 30.2%が単独世帯である）

③地域の変化

○郊外部の団地を中心に、コミュニティの次世代継続が困難な地域が発生

主に 1960 年代後半から 1970 年代にかけて開発された郊外部の団地において、若年層の転出と高齢者の増加が同時に進んでおり、地域コミュニティの次世代への継続や高齢者の福祉についての取組みが必要となっている。

○自治会町内会への加入率は逡減傾向だが、依然高水準

自治会町内会の加入率は 8 割弱となっており、大都市の中では高い水準である。また、加入世帯数は毎年増加しているが、加入率は逡減傾向にある。

○市民活動への参加意欲が減少

2006 年度の市民意識調査で「市民活動に参加してみたいとは思わない」と回答した市民は約 3 分の 1（34.1%）となっており、1995 年の調査と比較して、参加を希望しない市民の割合（19.4%）が、約 15%増加している。

2010 年度は、「市民活動に参加してみたいとは思わない」が 41.8%となり、この 4 年間で市民活動への参加意欲はさらに低下している。

○隣近所との付き合い方は希薄化

隣近所との付き合い方について、隣近所の「顔も良く知らない」という市民が増加する一方で、「困ったときに相談したり、助け合ったりする」割合は減少し続けている。

○NPO法人の数は、一貫して増加

横浜市内には 1,200 を超える多数のNPO法人が存在しており、一貫して増加している。このうち約 6 割が保健医療・福祉分野で活動している。また、訪問介護の事業主体の中で、NPO法人が全体の 13%を占めている。（2010 年 1 月時点）

④技術・コミュニケーションの変化

○インターネットの普及率は、すでに 8 割弱に

総務省の 2009 年度通信利用動向調査によると、2009 年末のインターネット利用者数は、9,408 万人、普及率 78.0%となっている。近年、増加率は鈍化したものの、依然として増加傾向である。

特に、65～69 歳の利用率は、2008 年末の 37.6%と比べて 2009 年末には 58.0%と、他の年齢層と比較して大幅に増加している。

○ICT^{*1}を活用したコミュニケーションが活発化

総務省の「ソーシャルメディアの利用実態に関する調査研究」によると、ブログの利用率が 77.3%となるなど、ICTを活用したコミュニケーションが活

発化している。

また、“きずな”が近年薄れてきていると感じている人の3割強が、ブログやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により「友人・知人のきずなが深まった」と答えており、ソーシャルメディア^{※2}の活用によるきずなの構築が徐々に浸透してきている。

※1 ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

※2 ソーシャルメディアとは、ユーザーが情報を発信し、形成していくメディアのこと。個人が発信する情報が不特定多数のユーザーに対して露出され、閲覧したユーザーは返信することができる。ユーザー同士のつながりを促進する様々なしかけが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。ソーシャルメディアの例として、ブログ、SNS、動画共有サイト、掲示版などがあげられる。

○民間の技術開発が活発化

少子高齢化をビジネスチャンスととらえ、介護ロボットの開発や、新たな宅配サービスの提供など、民間企業等による新たな技術やサービスの開発がすでに活発に行われているが、こうした動きは今後も続いていくと考えられる。

⑤雇用の変化

○就職氷河期世代を中心に、失業者数が増加

1970年代以降、横浜市の完全失業率は、男女とも上昇傾向にあり、2005年には男性で5.7%、女性で4.8%となっている。

また、年齢別の完全失業者数の変化を見ると、特に就職氷河期世代の20代～30代前半で増加が著しく、高水準で固定化されていく恐れがある。

○女性の労働力率は向上

1980年代以降、ほぼ全年齢階級で女性の労働力率が高くなってきており、特に20代後半の伸びが大きい。

今後も、雇用者として家庭の外で働く女性が増えていく傾向は続いていくことが見込まれる。

○非正規雇用と賃金格差が拡大

1990年代以降、長引く不況や経済のグローバル化に対応するために、主に人件費抑制を目的として、正規雇用から賃金の低い非正規雇用へシフトした企業

が多くあったため、男女ともに非正規雇用者数と割合が増加している。

また、正規雇用者と非正規雇用者の仕事から得る収入には大きな差がある。

⑥行政の変化

○福祉分野の経費は一貫して増加し、財政の硬直化が進行

横浜市も、高度成長期には毎年約 300 億円の税収増が続いた時期もあった。ここ 10 年間、個人市民税が伸び悩む中で本市の決算額は縮小傾向にあるが、福祉分野の経費（社会福祉費、老人福祉費、児童福祉費、生活保護費等の合計）は一貫して増加し、2009 年度決算（一般会計）で歳出全体に占める割合は 32.0% となっている。

また、税収などの一般財源のうち、人件費や扶助費などの義務的経費が占める割合を示す「経常収支比率」は増加の一途である。2009 年度決算では経常収支比率が 95.8% となっており、財政の硬直化が進んでいる。

○行政需要は増大・多様化

本市では膨大な施設を保有しているが、昭和 40 年代以降の人口急増期に集中整備した施設が老朽化を迎えるため、今後、保全費の増加が見込まれる。

一斉に老朽化する社会資本ストックへの対応も必要であるが、そのほかにも、低迷する経済への対策、深刻化する環境問題、防災・防犯への対応など、行政に対する需要はさらに増大・多様化していくと考えられる。

○地方分権の流れに伴い、地方自治体の責任・役割は増大

さまざまな行政課題に対して中央政府が画一的に意思決定を行うのではなく、地域の課題への対応は地域が考え、柔軟に行動する「地方分権」の流れは今後加速すると考えられる。こうした中、地方自治体としての横浜市の責任と役割は、ますます大きくなっていくと見込まれる。

（２）様々な市民像

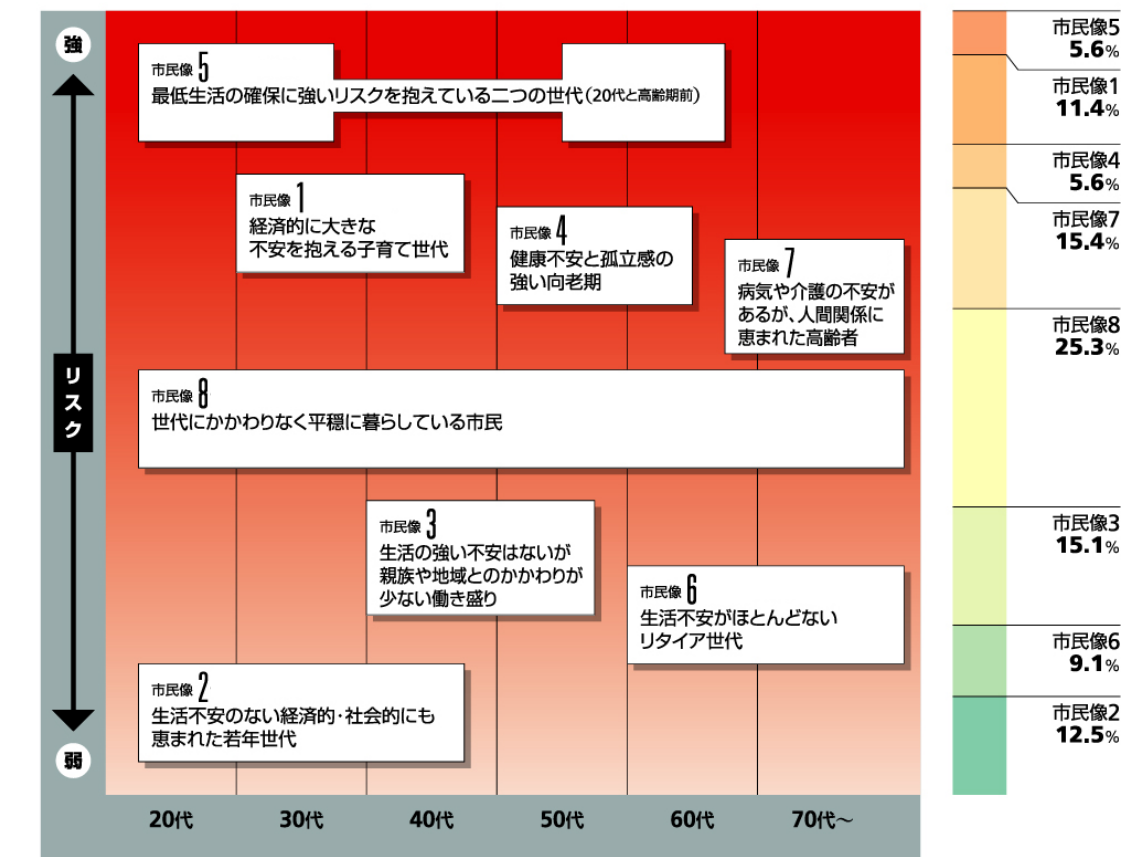
ここまで、分野ごとに予想される変化を整理してきたが、こうした変化に直面する「市民」とは、どのような姿なのか。施策の対象となる市民について、具体的なイメージを整理する。

横浜市民生活白書 2009 では、次のような8つの市民像が示されている。

「健康不安と孤立感の強い向老期」の方が5.6%いる一方で、「生活不安がほとんどないリタイア世代」も9.1%も存在しており、高齢者というひとくくりで一律の政策展開を図ることには疑問が残る。

また、「最低生活の確保に強いリスクを抱えている」のは高齢期前と20代の若年世代である。超高齢社会の到来は、高齢者数の増加に対応するための人材や財源の不足が問題となっていることも確かであるが、雇用不安などにより若年世代も大きなリスクにさらされており、このまま策を打つことができなければ、2025年には、社会の高齢化に伴う人材・財源不足と若年世代の弱体化という2つの大きな課題を背負いかねない。

■ 8つの市民像（横浜市民生活白書 2009 より抜粋）



(3) まとめ

今後想定される変化（年齢構成、家族、地域、技術・コミュニケーション、雇用、行政）や様々な市民像を踏まえ、次の3つの点を念頭に、横浜における福祉社会構築のあるべき方向性を考えていくこととした。

○超高齢社会の問題を、高齢者の問題として特化しない

横浜の「8つの市民像」から言えるのは、2025年の問題は高齢者のみの問題ではないということである。年齢構成、家族や地域、雇用状況の変化は、各世代のリスクを高める恐れがあり、社会構造全体の問題として、若年世代も含めて考えていく必要がある。

○課題への対処療法ではなく、あるべき姿から逆算して考える

今後横浜市民が直面する変化は、公助を中心に構築された戦後の福祉社会システムの条件を大きく変えるものである。持続可能な福祉社会を構築していくためには、既存（公助中心）の社会システムの延長線上で対策を講じるだけでは不十分である。

市民の自立（自助）や、地域での支えあい（共助）も含め、今後の福祉社会の“あるべき姿”を見据え、その姿の実現に向けて、具体的な行動を考えていく必要がある。

○地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出す

人口 368 万人を誇り、全国で最大の基礎自治体である横浜の市民の力は、全国のどこの自治体にも勝る力を有している。市内への転入と市外への転出は、高度経済成長期をピークに、その後も一定の人口流動が続いているが、市民意識調査によると、8割近くもの市民が横浜に愛着や誇りを感じている。

人口が多ければ、もちろんそれだけ課題も多いが、絶対数として地域や市民の力が大きいということは、その力をつなぐことができれば大きな課題を乗り越える力となりうるし、また、成功の秘訣を市内に展開すれば、その効果も非常に大きい。

比較的高い自治会町内会への加入率、1,200 を超えるNPO法人など、これまでの横浜が市民の力と意欲によってつくられてきたことを踏まえ、地域や市民の力を最大限に引き出し、未来の横浜を創り出すという発想が重要である。

2 横浜における福祉社会構築の方向性とは

市民の基礎的な生活を支えるのが社会保障制度（公助）であり、生活保護や年金・保険制度などは、基本的には「所得の再分配」を行うことで、市民の経済的な保障を提供してきた。

しかし、こうした所得の再分配では、人口が減少する一方で受給者たる高齢者の比率が上がれば、社会全体の負担は重くなる一方である。総人口に占める生産年齢人口の割合が一定以上であれば、こうした社会保障制度は効果的に機能してきたが、今後見込まれる人口構成の変化を考えると、従来の社会保障（公助）だけでは、将来にわたって市民に安心を提供できないことは、明らかである。

超高齢化する横浜を支えていくためには、既存の公助のほころびを直すことにとどまらず、市民の自立（自助）を支援し、地域でお互いに助け合う仕組み（共助）を強化するとともに、それらを公助とうまく組み合わせ、社会の力を総動員することが必要不可欠である。

本答申においては、まず自助・共助・公助の領域のあるべき方向性と、実現に向けた視点について、以下に示すこととする。

（１）自助の領域のあるべき方向性 ～市民主体の領域～

国民皆保険・皆年金制度が発足した 1961 年当時、日本の平均寿命は男性で 66.03 歳、女性で 70.79 歳であった。その後、平均寿命は大幅に延伸し、2005 年の横浜市の平均寿命は、男性 79.8 歳、女性は 86.2 歳となっている。客観的な比較データはないものの、社会保障の制度設計時点と今日では、65 歳の“健康度”は大きく異なってきたのではないだろうか。

平均寿命が 80 歳を超える今日では、統計上の「高齢者」となる 65 歳は、健康面においても、また、経済活動の面においても、まだまだ現役という方が大多数である。

持続可能な福祉社会を考えていくうえで、若年層（生産年齢人口）を「支援する側」、高齢者を「支援される側」という考え方から脱却し、すべての市民が自立して生涯現役となるよう、経済活動を活性化したり、健康面での自立を促進したりすることが重要である。

【方向性①】 高齢者の現役化などにより、経済面での自立度が高まっている。

高齢者の就労の機会が創出され、高齢者が若者とともに働き、社会の担い手として位置づけられることや、地域で活躍してもらうことは、地域の活性化に大いに効果があると考えられる。一定の年齢で一斉に引退するのではなく、これまで培ってきた知識やノウハウを生かしつつ、現役世代のような勤務形態ではない、高齢社会にあった、柔軟な働き方があってしかるべきである。

また、高齢者を狙った悪質商法による被害事例も後を絶たないが、経済面での自立度を高めるため、様々なサービスを安心して享受できるよう環境整備を進めることも重要である。

視点① 高齢者も活躍できる場を確保する

- 経済的な活動を活発化させるためには、たとえば、地域での雇用ニーズに対し地域の人材を供給する、いわゆる「地産地消型の労働市場」を拡大させるなど、高齢者も活躍できる場を確保する取組が効果的である。
- 高齢者、専業主婦、学生等を担い手に、賃金よりも働き方（時間や回数などの自由度）を重視した「生活課題解決型サービス業」などの新しい労働モデルも効果的である。

視点② 市民の消費活動を促進する

- 公共サービス、民間サービスを問わず、より多くのサービスが市内で供給されれば、消費者である市民の利便性を向上させるとともに、地域経済の活性化という観点からも、歓迎すべきことである。
- 超高齢社会を迎えるにあたって、企業、大学、NPO法人など、様々な主体が新たなサービスの検討・開発を進めている。例えば、所得を確保するための資産活用サービスや、インターネットを通じてより安いコストで共同購入する仕組み、新たな宅配サービスなどが挙げられる。
- その一方で、新サービスに対する分かりにくさ、不便さ、あるいは悪質なサービスへの不安などが存在し、新たなサービスの登場が、即消費につながらない面もある。
- 市民がさまざまなサービスを安心して享受でき、経済的な活動が活性化されるよう、新たなサービスを消費するにあたってのハードルを一つ一つ行政が中心となって取り除いていくことも効果的である。

【方向性②】健康づくりに対する取組が進み、健康面での自立度が高まっている。

自立した暮らしには、健康の維持が大前提となるが、特に壮年期から高齢期において、毎日の生活の舞台である身近な地域で、楽しみながら健康を維持していくことが重要である。

一人ひとりが健康を維持できることは、本人にとってのメリットのみならず、医療や介護給付の抑制にもつながり、健全な財政運営にも寄与する。

また、健康面での自立は新たなサービスなどの需要を喚起し、経済活性化への貢献も期待できる。

視点① インセンティブ（動機）をつくる

- 健康面での自立に大切なのは、本人が健康に対する意識を持ち、健康維持に向けて自ら行動することである。健康の維持は当然本人にとってメリットのあることだが、予防的な取組は実際には難しく、予防の取組を促すためには、インセンティブづくりが効果的である。
- 動機づけのアイデアとしては、たとえば次のようなものが挙げられる。
 - 市民が自ら進んで健康づくりや介護予防に取り組みたくなるようなポイント制度の創設
 - 行政が行う入札や指定管理者制度等の選定において、事業者の行う健康増進・予防の取組を指標化し、評価することで、事業者の取組を促進
 - 地域の公園や小学校でのラジオ体操などを実施し、「そこへ行くのが当たり前」と思ってもらえるような仕掛けづくり（子供たちが来ると、その親が来て、また地域の人たちも出てくるようになる）
- 「健康づくり」を活用し、他世代と楽しみながら交流することは、地域のつながりづくりや、若年層の地域参加などにもつながる。

視点② 健康政策の効果を高める

- 生活習慣病予防対策をはじめとする健康政策の効果を高めるためには、ポピュレーションアプローチ^{※1}とハイリスクアプローチ^{※2}のそれぞれの観点から、両者を適切に組み合わせることが重要である。

※1、※2 危険度が高い者に対して、その危険度を下げよう働きかけをして病気を予防する方法をハイリスクアプローチと呼び、集団全体に対して働きかける方法や環境整備をポピュレーションアプローチと呼ぶ。

（２）共助の領域のあるべき方向性 ～地域主体の領域～

人々の協調行動を活発にする「信頼性」「互酬性」「市民参加のネットワーク」といったソーシャル・キャピタル（社会関係資本）が充実している地域では、地域経営が効率的に機能するほか、人々の安心感を醸成する可能性があるとの研究成果も多数報告されている。

自治会町内会への加入率は逡減傾向にあるが、このまま地域における協力関係が弱まっていけば、地域経営は困難となり、不安感が高まっていく恐れがある。少子高齢化が進む中で、地域社会が自らソーシャル・キャピタルを充実させ、自前の知識や資源で問題を解決していくことが重要である。

近年、長寿化や子育て、環境、まちづくりなどの社会的な課題をビジネスの手法で解決する「社会的企業（ソーシャルビジネスやコミュニティビジネス）」が注目を集めている。持続可能な福祉社会構築のためには、事業として地域で公共的サービスを提供し、その対価を受領するという形態も、今後の共助を考えていくうえで大切な役割を担っていくと考えられる。

【方向性①】 地域への愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域の活動に積極的に参加する意識が醸成されている。

近年、地球環境への関心をはじめとして、市民の社会貢献に対する意識は高まってきている。こうした関心の対象が、環境問題にとどまらず、福祉社会への貢献にも向けられ、地域への愛着をもった市民が、それぞれの得意な分野を生かし、地域活動に参加する意識が醸成されていることが、共助を育むうえで何よりも必要である。

視点① 参加したくなる「きっかけ」をつくる

- 例えば学生に「地域活動をやらないか」とか「商店街活性化を一緒にやろうか」と言っても誰も反応しない。おもしろい機能をつけるとか、職員やコーディネーターの発想、着眼点を変えるような機会を与えることで、大きく変わっていくと考えられる。
- 地域活動＝ボランティアというのではなく、「互酬性」を担保することで、一定の収入を確保し、活動を促進するということも効果的である。

視点② 多様な参加の仕方を作る

- これまで地域活動に参加したことのない人が、活動に参加するには、越えなければならない高いハードルが存在する。しかし、現在の仕事の延長上に、地域活動への参加という道があれば、比較的ハードルが低いのではないかと。最近では、プロボノ（pro bono）という形の社会貢献の動きも見られる。これは、自分の職能と時間を提供して社会貢献を行うことである。
- 金銭的な支援は難しくても、個人が業務で習得したスキルを生かして、その一部を社会に還元したり、遊休化している資産を貸し出したりするなど、画一的でない、多様な参加の仕方を示すことも重要である。

視点③ 学校教育と連携する

- 地域活動を活性化するうえでは、経済的（金銭的）な価値のみならず、地域活動が活性化することへの価値を認めるなど、新たな価値観の醸成が重要である。しかし、新たな価値観の醸成は一朝一夕にできるものではなく、学校教育との連携など、引き続き地道な取組が必要である。
- 横浜市では、横浜（まち）の特色（自然、歴史、文化）や毎日の生活の中から問題を見つけて解決していく学習として、多くの人とかかわりながら体験を通して学習する『横浜の時間』が推進されている。例えば、こうした時間を活用して、横浜を教材にした学習を推進し、横浜（まち）に誇りや愛着を感じ、地域や社会に貢献しようとする広い視野を育むことも効果的である。

【方向性②】市民の地域活動を支える組織や仕組みが効果的に機能している。

自治会町内会など地域に根差した組織（地縁組織）は、地域活動の担い手として非常に重要な役割を果たしているが、情報化やネットワーク化により、旧来の社会システムを凌駕するスピードと量で公共に対する需要が出てきている。こうした需要に対して柔軟に、迅速に responding していくためには、NPO法人をはじめとした様々な団体と連携していくことが必要である。

また、地域活動は相互の信頼によるところが大きく、新しい団体が、一朝一夕に地域で活躍できるわけでもない。地縁組織の活動と、志縁組織（NPO法人、ボランティア団体等）の活動が連携、時には融合し、地域における「共助」が効果的に機能していることが大切である。

視点① 地縁組織と志縁組織の強みを生かす

- 家族の変化や、自治会町内会の加入率の状況、NPO法人数の伸びなどを勘案すると、地域活動の担い手も変わっていくことが考えられる。
- 地縁組織と志縁組織（NPO法人、ボランティア団体等）には、それぞれ強み・弱みがある。「連携ありき」ではなく、それぞれが目標を共有し、互いの有する強みを活用して弱みを補完するような連携（Win-Winの連携）を進めることができれば、地域活動の担い手として非常に高い効果が期待できる。

視点② ICT（情報通信技術）により「顔の見える関係」を補完する

- 最近では、ICTを活用して、インターネット上のバーチャルなコミュニティも築かれつつある。ICTのコミュニケーションツールを活用して失われた地域の絆を再生・再構築し、疲弊した地域社会を回復する効果については、総務省の情報通信白書でも検証されている。
- あくまでも顔の見える関係がないと、なかなか地域コミュニティの「主役」にはなれないと考えられるが、今後の暮らしの中でICTの与える影響が大きくなることは確実であり、顔の見える関係を補完するものとして、活用していくことが重要である。

視点③ 人材育成など、組織の活性化策を組み込む

- 子育て世代、小学校や中学校のPTA関係の集まりの人たちが活気づくと、地域が活気づくことが多い。
- 地域の実組は往々にして「次に続く人がいない」という課題に直面する。地域活動を通じて、「成長する（させる）」という観点を常に持つことで、次の世代の育成にもつながる。
- 多世代の交流促進や、活動を通じて成長する仕掛けなど、組織の活性化策をあらかじめ組み込んでいくことが重要である。

視点④ 地域ケアプラザなどを中核に、様々な活動をランチ化する

- 横浜市の地域ケアプラザは、横浜市独自の施設として地域の福祉・保健活動を支援し、サービスを身近な場所で総合的に提供しているが、中学校区のエリア全般をカバーするのは難しい。
- 地域ケアプラザに地域包括支援センターと地域活動交流部門を併設し、コーディネーターを配置しているという強みを生かし、福祉保健の拠点とし

てさまざまな活動をブランチ化し、つないでいくような姿が望ましい。

視点⑤ 事業・ビジネスとして成立させる

- 多様化、複雑化する地域ニーズに対応できる担い手の一つとして、社会的企業への期待は大きい。地域で必要とされるサービスを提供し、地域で運営する事業・ビジネスとして成立させることができれば、人材や財源の観点から、より継続的な展開がしやすくなる。
- 社会的企業が地域で活躍し、地域とともに発展することができれば、その地域におけるソーシャル・キャピタルを充実させることにもつながる。
- さらに、行政との連携や地縁組織との連携が進めば、互いの資源や知恵が効果的に結びつき、さらなる力が発揮され、地域の実情に応じたきめ細かいサービスや新しい価値・魅力の創造が期待できる。

【方向性③】地域の支え合いにより、これまで家族が担ってきた部分（サービス）が補完されている。

単身または夫婦のみ世帯の増加にともない、家族で支え合う力を失っていく中で、生活支援（買い物支援・移動支援など）など、これまで家族が担ってきた部分（サービス）を支える必要がある。

すでに一部の地域で、家族に代わってこうした需要を支える取組が行われつつあるが、地域や行政の役割を整理しながら、さらに多くの地域で展開していく必要がある。

視点① 既存の活動を奨励・促進する

- 家族機能が弱っていく中で、見守りネットワークや買い物支援サービスなど、実際に動いている活動がたくさんある。前向きなコミュニティ支援、家族支援という活動の芽をより一層奨励して引き上げていくことも有効である。
- こういった活動が新しい福祉社会を築くというような側面援助を行い、支えていくという姿勢が重要である。

視点② より小さい単位で、集える場を創出する

- 地域の人たちが世代を超えて実家のように集える「場」を普及させることも、解決の1つの方法である。

視点③ 住まい方を工夫する

- 国土交通省が実施した「長期優良住宅先導的モデル事業（2009年度）」において、ホームシェアプログラムが研究されているが、今後の高齢者向け住宅との連携や、市内に30校ある大学の学生と高齢者の同居推進など、住まい方と家族機能の補完を一体的に考えることも大切である。

(3) 公助の領域のあるべき方向性 ～行政主体の領域～

今後財政状況がさらに厳しくなってくれば、「命を守る」ための予算を優先し、「よりよい生活を送る」ための生活支援は後回しになる恐れがある。実際に、平成24年度の介護保険制度改正に向けた国の審議会においても、生活援助を絞り込む方向での議論が行われている。

しかし、財源がないからサービス（歳出）を絞りこむと、不安の連鎖がとまらず、長期的に見て負担増につながっていくという悪循環に陥りかねない。歳出の抑制は避けては通れないが、同時に、市民が安心感を持てる具体的な成功事例を創出していくことが求められる。

また、経済的問題に限らず、認知症や精神疾患など複数の要因が重なり、自力で必要な制度・サービスを利用して課題解決を図ることが困難な市民の増加が見込まれる。今後の福祉を考えるにあたって、こうした方々への支援は非常に重要な課題である。

社会保険などの社会保障は、国の制度によるところが大きく、一自治体である横浜市がこれらの制度を直接的に改正することはできないが、今後、地方分権が一層進展していく中で、地域の活性化を図り社会保障制度の安定的運用につなげていくために、横浜市が果たすべき役割は大きい。

特に、地域・市民に一番近い基礎自治体として、地域や市民の力をいかに引き出すか、横浜市の力量が大きく問われるところである。

【方向性①】地域の活性化を通して福祉社会の支え手が増加している。

市の基盤を強化していくためには、2025年の福祉社会の問題を高齢者の問題として特化するのではなく、ワーク・ライフ・バランスやディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）など、若い世代が過ごしやすいということをアピールすることが重要である。そのことは、全国から意欲のある活動的な方々を横

浜に引き寄せ、地域の活性化、引いては財政の安定化にもつながる。

視点① 地域経済の活性化による歳入増加策を考える

- 横浜市の経済成長に向けた戦略的な視点を持って、地域における雇用を創出し、地域の人材を供給することで、地域の労働市場を拡大するという視点がまず大切である。
こうした地域経済の基盤強化が、行政の歳入の基盤づくりにつながっていくのである。
- 今後、介護従事者の人員不足が懸念されているが、横浜市では、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程を修了し、市内の福祉施設等で3か月以上就業した市民に受講料を助成している。この助成を通じて、これまでに市内で2,000人以上の方が就業した。こうした支援策を長期的に進めていけば、福祉のみならず、雇用・地域経済の活性化に資する。
- 市民全体が一様に担税力を持った支え手ではない。福祉社会の支え手増加策の具体的な検討にあたっては、どのような支え手をどのように増やしていくのか、きちんと対象を明確にしておく必要がある。

視点② 生産年齢人口の割合を高める

- 福祉社会の担い手を増やす方策として、いわゆる生産年齢人口の割合を高めることも重要である。例えば、子育て支援や小児医療費助成など、若年世代が引っ越し先を検討する際に、横浜市を選択するような、魅力的な制度を打ち出すことができれば、いわゆる生産年齢人口の増加策として効果的である。
- 市内への流入もそうであるが、市外へ「流出させない」努力も必要である。

【方向性②】満足度を下げずに行政サービスの提供方法が見直されている。

市の財政を取り巻く状況は厳しく、従来の行政サービスを今後も幅広く提供していくだけの体力は期待しにくい。

行政サービスの選択と集中、また、長期的な視点で行政負担を抑制する仕組みづくりを進め、負担を抑制しつつもサービス水準を維持していく、あるいは、同じ人材・財源を投入するのであればより高い施策効果をあげられるような工夫をすべきである。

視点① 根本に立ち返って行政サービスの対象者や提供方法を見直す

- 高齢者支援といっても、比較的裕福な高齢者も多く存在する一方、生産年齢人口として福祉社会の支え手となるべき若年層の疲弊も見られる。最小限のサービスは保障しつつも、選択と集中により行政サービスのメリハリを利かせるために、年齢要件で一律的に提供している行政サービスの見直しなど、真に必要としている人にサービスが提供されているのか、また、受益者負担の在り方などを含め、改めてサービスの対象者や提供方法を見直すことが重要である。
- 限られた財源の中で、市民が必要としている効果が得られるよう、行政サービスの提供方法を見直すことも有効な手段である。
その一つの例として、「在宅心身障害者手当」の見直しが挙げられる。横浜市では、障害者の在宅福祉施策がほとんどなかった1973年につくられた在宅心身障害者手当のあり方について、障害者やその家族、学識経験者も含めて検討を重ね、個人に支給する手当を、多くの障害者やその家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきとされたことを受け、手当を廃止し、その財源を活用し将来にわたる安心のための施策に転換した。
- 行政サービスの見直しには、市民の理解は欠かせない。横浜市の置かれた財政状況をきちんと行政が説明し、市民の協力が得られるよう努めることが重要である。

視点② 市全体の負担を抑制する観点（全体最適）で考える

- ある行政サービスを単体で見るとこれ以上の歳出削減が困難な場合でも、他の行政サービスとの連携や、他の予防的施策の展開によって、市全体で見ると歳出が抑制されるという視点も大事である。
- 例えば、高齢者の住宅施策と介護施策を一体的に展開することで、効率的に行政サービスを提供したり、健康づくりを推進して医療費や介護給付費を予防・抑制したりすることなどが挙げられる。
- 横浜市の2010年度の生活援護予算額（生活保護費、援護対策費）は、前年度から160億円以上増加し、1,100億円を超えた。生活保護の対象になるまで支援ができないというのではなく、生活保護の受給対象とならないような予防的方策があれば、行政の負担抑制効果も期待できる。
- 予防等の取組を推進していくためには、その施策効果を例えば経費削減額のような形で可視化することが重要である。

【方向性③】 自助や共助の力を引き出す環境が整っている。

近年、これまで行政が主体的にサービスを提供してきた分野においても、地域で様々な民間セクターによりそれらのサービスが提供されるようになってきている。横浜市もこれまで、市民、自治会町内会、企業、NPO法人など様々な主体と地域の課題解決に向けて協働する環境づくりを進めてきた。今後もこうした自助・共助の力を引き出し、地域の課題を地域で解決するために、必要とされる支援を行政が行っていくことが重要である。

視点① 行政の役割と事業実施主体を分けて考える

- 行政は、地域活動のコーディネートや、活動を開始するきっかけ作りなど、自助や共助を支援する役割を担い、事業実施主体は地域や市民であるということを認識して協働の環境づくりを進めることが重要である。

視点② 行政の縦割りをつなぐ仕組みをつくる

- 自助や共助を支援する際、しばしば行政の縦割りが問題となる。専門性が求められるという行政の性質上、縦割りをなくすことは現実的ではないが、縦割りの現状を認識しつつ、各制度をつなぐ機能やシステムをつくる必要がある。
- 例えば、専門的で縦割りの社会保障制度の狭間で孤立し、生活困難な状況に陥っている人に対し、本人の意向を尊重しつつ課題解決に向けて共に動く、いわば「伴走者」のような機能や、複数の支援者間の「司令塔」機能の整備などが効果的である。

視点③ 「新たな助け合い」の姿を模索し続ける

- これまで、自助・共助・公助の領域で検討を行ってきたが、2025年までの期間で考えると、これらの領域の垣根はより流動的になっていくと考えられる。
- 時代の状況を敏感に察知し、試行錯誤を続けながら、市民・地域・行政などの各主体が関与すべき度合いを常に見直し、「新たな助け合い」の姿を模索し続けることが重要である。

3 2025年への提言

この答申で示す方向性は、多岐に渡り、それぞれが困難度の高い課題を有している。課題の解決に向け効果的に取り組んでいくため、本分科会での議論を踏まえ、カギとなるいくつかのコンセプトと取組の進め方を提示する。

(1) 人口減少・超高齢社会に向けて今後取り組むべき課題

持続可能な福祉社会の構築に関して、一番根本的な課題は、年齢構成の変化であろう。しかし、年齢構成を戻すことは容易ではない。子育て支援の取組はもちろん重点的に進める必要があるが、2025年には26.8%という高齢化率が見込まれる中で、どうすれば安心して老いることができるのか、早急に検討することが重要である。

そこで、今後取り組むべき課題として、安心して高齢期を迎えることができるための3つの要素、「つながり方」「働き方」「住まい方」を提示する。

安心して高齢期を迎えられるということは、結果として、安心して子供を産めるということにもつながっていくだろう。

①2025年に向けた「つながり方」——新たな「おせっかい」の提案

市内で単独世帯が増加し、近所付き合いが希薄化する中で、万が一の場合でも「助けて」と言い出せない社会になりつつあるが、一方で、新しい「つながり方」の模索が、様々な地域で始まっている。実家のように集まれる場の提供や、地域サロンの取組などは、従来の家族機能を補完する新たなつながり方を指し示していると言えるだろう。

これらの取組を広めるため、楽しみながら社会とつながるインセンティブをつくったり、施設の運営や地域コーディネーターへの支援措置を充実したりすることが求められる。また、共助に必要な要援護に関する情報を、これまでより積極的に地域に提供することも検討すべきである。

さらに、共助による「つながり」を期待できない地域は、ICT（情報通信技術）の活用による見守りや、地域包括支援センターによる伴走的取組などを、地域特性に合わせて行政が積極的に支援していく必要がある。

地縁・志縁にとどまらない新たな「つながり」は、地域における自分の居場所を確保し生き生きと暮らすための基盤ともなるであろう。

②2025年に向けた「働き方」 — 新たなワークスタイルの提案

日本経済の長期低迷から抜け出すために、その活路を海外進出に見出すとともに、新たな成長分野の創出が求められているが、高齢化が一層進む中、介護・医療分野が今後の雇用の大きな受け皿となるのは明らかである。

また、子育て支援策との連携、農業分野との連携などにより、地域の雇用ニーズを創出し、地域の人々が働く“地産地消”型の労働市場をつくることも検討すべきである。

さらに、シルバー世代も含め、誰もがより長く楽しみながら労働できるような環境の整備、従来の労働とは違った価値観の醸成なども重要である。介護ボランティアポイント制度の急速な普及は、こうした潜在的担い手が多く存在することを示している。

超高齢社会に対応した新たな働き方は、経済活動の活発化に資することに加え、共助によりサービスの提供がされるほか、公助の基盤強化にもつながるであろう。

③2025年に向けた「住まい方」 — 多様な住宅ストックの活用提案

生活の基盤となる住まいのあり方は、非常に重要なテーマである。

地域で住み続けるためには、住宅そのものの居住性はもちろん、買い物など日常生活に必要なサービスや、いざというときの医療・介護等のサービスを確保し、そのうえさらに、年金を中心とする自らの収入の範囲内で収めることが求められる。

横浜には集合住宅、戸建住宅など多くの住宅ストックがあるが、超高齢社会への備えは十分ではなく、最近では空き家や空住戸が目立つ地域も出てきた。これからの高齢者の住まいのニーズに対応するためには、高齢者向けの新たな住宅整備に加え、空き家や空住戸も積極的に活用することが重要である。

また、最近では住まいを通じたコミュニティづくり、つまりホームシェアリングなどにより世代間の交流を促進する事例も見られるようになってきた。

生活に必要なサービスと収入に見合った負担額、さらには社会とのつながりが持てる住まい方 — そんな住まい方への処方箋を示すことができれば、市民にとって大きな安心材料となるであろう。

(2) 取組の進め方

①先進的な事例・プロジェクトを積み上げる

超高齢社会に向けて、横浜市ではすでにたくさんの先進的な取組が進められており、全国に向けて情報発信されている取組も数多い。

このような様々な取組を行政が組織横断的に支援し、その成果を例えば「中心市街地での事例」、「郊外大規模集合住宅での事例」、「郊外の小規模戸建住宅」などのカテゴリ別に積み上げ、整理・評価して、制度として普遍化できるのであれば、制度化し拡げていけばよい。

②既存資源を最大限に活かす

ひと（横浜の特徴として高学歴の中高年のボランティア等）、もの（多様な住宅ストック、地域ケアプラザなどの本市独自施設等）、かね（高所得者や篤志家の寄付）、情報（福祉保健医療の様々なネットワーク）など、ソフト・ハードを問わず横浜市には誇るべき社会資源が数多くある。これらの社会資源を総動員して、本格的な高齢社会に備えるべきである。

③様々な主体とともに、解決策を考える

企業、大学、NPO法人など、様々な主体が高齢化対策に取り組んでいる。

こうした中行政は、社会が抱えている課題を広く提示し、アイデアを募り、課題解決に向けてコーディネート機能を発揮していくべきである。

さまざまな主体の「想い」がつながり始めれば、加速度的に連携が進み、思いもよらない創造的な副産物が生まれ、超高齢社会を乗り越える切り札となるかもしれない。

横浜市社会福祉審議会答申(平成23年3月7日付)に係る

横浜市健康福祉局の主な取組について

つながり方	働き方	住まい方	事業名 (下段は概要及び26年度実績)										
1	○		<p><u>ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業</u> 概要：在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者について、本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるようにします。把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、区福祉保健センターと連携して実施します。</p> <p>実績：259地区（18区）で実施</p>										
2	○		<p><u>地域の見守りネットワーク構築支援事業</u> 概要：地域の見守り体制を構築するため、地域主体の見守り活動の活動費を助成するとともに、継続的な支援が必要な地区に対して、活動費と拠点の取組に要する費用を助成します。</p> <p>実績：26年度助成地区数 10地区（8区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川区新子安北部自治会地区 ・保土ヶ谷区上菅田地域ケアプラザ地区 ・旭区左近山地区 ・緑区長津田地区、霧が丘地区 ・戸塚区ドリームハイツ及び周辺地区、東戸塚駅周辺地区 ・栄区公田町団地地区 ・泉区和泉中央地区 ・瀬谷区南瀬谷地区 <p>※これまでの助成地区数（助成終了地区）9地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10地区</td> <td>第3期横浜市地域福祉保健計画</td> <td>取組地区の増</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	10地区	第3期横浜市地域福祉保健計画	取組地区の増	—
26年度 実績	関連する計画等		達成率										
	名称	目標設定(～目標年度)											
10地区	第3期横浜市地域福祉保健計画	取組地区の増	—										
3	○		<p><u>地域福祉・交流拠点整備事業</u> 概要：空き店舗等を活用し、多世代の地域住民の交流を促進するため、地域サロンなどの交流拠点の整備を支援します。</p> <p>実績：開所済6か所（平成22年度からの実績） 南区南吉田町、旭区左近山、緑区霧が丘、青葉区藤が丘、青葉区大場町、瀬谷区阿久和南 整備中1か所</p>										

つながり方	働き方	住まい方	<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">(下段は概要及び26年度実績)</p>										
4	○		<p>災害時要援護者支援事業</p> <p>概要：地震等災害発生時に、自力避難が困難な高齢者や障害者等要援護者の安否確認や避難支援の活動が円滑に行われるよう、「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支えあいの取組を支援します。</p> <p>実績：①要援護者支援の取組が市全域に広がるよう、地域の自主的な取組を支援 ②災害時要援護者支援の取組を実施している、自治会・町内会の割合約7割 (平成26年3月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="384 779 1449 1061"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※上述</td> <td>○第3期横浜市地域福祉保健計画 ○横浜市地震防災戦略 ○横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>○取組地区の増 ○市内全域での災害時要援護者支援の取組の推進(～34年度)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	※上述	○第3期横浜市地域福祉保健計画 ○横浜市地震防災戦略 ○横浜市中期4か年計画 2014～2017	○取組地区の増 ○市内全域での災害時要援護者支援の取組の推進(～34年度)	—
26年度 実績	関連する計画等		達成率										
	名称	目標設定(～目標年度)											
※上述	○第3期横浜市地域福祉保健計画 ○横浜市地震防災戦略 ○横浜市中期4か年計画 2014～2017	○取組地区の増 ○市内全域での災害時要援護者支援の取組の推進(～34年度)	—										
5	○		<p>市民後見人養成・活動支援事業</p> <p>概要：認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度のニーズが高まっているため、市民後見人を養成し、地域における権利擁護を推進します。</p> <p>実績：①第2期市民後見人養成課程基礎編の実施 平成26年9月から平成26年11月まで、66名 ②第2期市民後見人養成課程実務編の実施 平成26年12月から平成27年6月末まで、42名 ③市民後見人受任件数 5名(平成27年1月1日現在) ④学識経験者や弁護士などで構成する市民後見推進委員会を開催(2回) (平成27年1月1日現在)</p>										
6	○		<p>よこはまウォーキングポイント事業</p> <p>概要：40歳以上の市民を対象に、歩数計を持ってウォーキングに取り組んでいただき、歩数に応じてポイントがたまる仕組みを、民間事業者と協働で実施します。 ※平成26年11月からスタート</p> <p>実績：登録申込者数 82,285人(平成26年12月末現在) リーダー設置数 723か所(平成26年12月末現在)</p> <table border="1" data-bbox="384 1888 1449 2018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82,285人</td> <td>横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>30万人(～29年度)</td> <td>27.4%</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	82,285人	横浜市中期4か年計画 2014～2017	30万人(～29年度)	27.4%
26年度 実績	関連する計画等		達成率										
	名称	目標設定(～目標年度)											
82,285人	横浜市中期4か年計画 2014～2017	30万人(～29年度)	27.4%										

つながり方	働き方	住まい方	<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">(下段は概要及び26年度実績)</p>																	
7	○		<p>元気づくりステーション事業</p> <p>概要：高齢者が身近な地域で人とつながりながら、健康づくり・介護予防に取り組めるよう、地域の高齢者が主体となって行う介護予防のグループ活動を支援します。</p> <p>実績：市内の地域包括支援センターの圏域(138圏域)ごとに複数グループ170グループ(平成27年3月末までに活動開始予定)</p> <table border="1" data-bbox="384 698 1449 1128"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">170 グループ</td> <td>第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</td> <td>地域包括支援センター圏域に2～3グループ(～26年度)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>元気づくりステーション活動数 378グループ(～29年度)</td> <td style="text-align: center;">45.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(80.1%) ※25年度</td> <td></td> <td>健康状態が良いと感じている元気づくりステーションの参加者の割合 85%(～29年度)</td> <td style="text-align: center;">(94.2%)</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	170 グループ	第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	地域包括支援センター圏域に2～3グループ(～26年度)	—	横浜市中期4か年計画 2014～2017	元気づくりステーション活動数 378グループ(～29年度)	45.0%	(80.1%) ※25年度		健康状態が良いと感じている元気づくりステーションの参加者の割合 85%(～29年度)	(94.2%)
26年度 実績	関連する計画等		達成率																	
	名称	目標設定(～目標年度)																		
170 グループ	第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	地域包括支援センター圏域に2～3グループ(～26年度)	—																	
	横浜市中期4か年計画 2014～2017	元気づくりステーション活動数 378グループ(～29年度)	45.0%																	
(80.1%) ※25年度		健康状態が良いと感じている元気づくりステーションの参加者の割合 85%(～29年度)	(94.2%)																	
8	○		<p>後見的支援推進事業</p> <p>概要：障害のある人が地域で安心して暮らすために必要な日常生活の見守りや将来の不安に関する相談、権利擁護を行う後見的支援体制の構築を進めます。</p> <p>実績：登録者数11区626人(平成26年11月末現在) 平成26年3月新規4区開始(累計11区) 平成27年3月新規3区開始(累計14区)</p> <table border="1" data-bbox="376 1478 1453 1724"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">14区</td> <td>横浜市障害者プラン(第2期改定版) (平成21年度～26年度)</td> <td>拡充(～26年度)</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>18区(～28年度)</td> <td style="text-align: center;">77.8%</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	14区	横浜市障害者プラン(第2期改定版) (平成21年度～26年度)	拡充(～26年度)	—	横浜市中期4か年計画 2014～2017	18区(～28年度)	77.8%				
26年度 実績	関連する計画等		達成率																	
	名称	目標設定(～目標年度)																		
14区	横浜市障害者プラン(第2期改定版) (平成21年度～26年度)	拡充(～26年度)	—																	
	横浜市中期4か年計画 2014～2017	18区(～28年度)	77.8%																	

つながり方	働き方	住まい方	<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">(下段は概要及び26年度実績)</p>																
9	○		<p>地域医療を支える市民活動推進事業</p> <p>概要：小児救急医療の適切な受診を推進し、市民自らが医療を守る意識を醸成するために、医療機関や子育て団体等の市民団体と協働で啓発を進めます。</p> <p>実績：①市民向け講座等の開催：18区 ②情報発信（冊子発行・配付、メールマガジン等）：18区 ③小児救急イベント：2会場</p>																
10	○		<p>孤立予防対策</p> <p>概要：地域の活動主体が、日常生活や日常業務の中で様子を伺い、異変を発見した場合に警察、消防、区役所などの関係機関に連絡を行う「緩やかな見守り」を行います。</p> <p>実績：横浜市孤立予防対策検討委員会の報告を受け協力事業者を拡大 ライフライン事業者の他、宅配事業者など計29事業者に協力依頼を実施</p>																
11	○	○	<p>高齢者の住まい・生活支援事業</p> <p>概要：高齢者が地域で住み続けられるよう、生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。</p> <p>実績：よこはま多世代・地域交流型住宅；市有地を活用した整備（竣工1か所）</p> <table border="1" data-bbox="384 1256 1452 1529"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1256 520 1339">26年度 実績</th> <th colspan="2" data-bbox="520 1256 1321 1294">関連する計画等</th> <th data-bbox="1321 1256 1452 1339">達成率</th> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1339 520 1473"></td> <th data-bbox="520 1339 1011 1473">名称</th> <th data-bbox="1011 1339 1321 1473">目標設定(～目標年度)</th> <td data-bbox="1321 1339 1452 1473"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1473 520 1529">1か所</td> <td data-bbox="520 1473 1011 1529">○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○横浜市高齢者居住安定確保計画</td> <td data-bbox="1011 1473 1321 1529">多世代が居住する高齢者向け住まいの供給促進</td> <td data-bbox="1321 1473 1452 1529">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1529 520 1572"></td> <td data-bbox="520 1529 1011 1572">横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td data-bbox="1011 1529 1321 1572">13か所(～29年度)</td> <td data-bbox="1321 1529 1452 1572">7.7%</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率		名称	目標設定(～目標年度)		1か所	○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○横浜市高齢者居住安定確保計画	多世代が居住する高齢者向け住まいの供給促進	—		横浜市中期4か年計画 2014～2017	13か所(～29年度)	7.7%
26年度 実績	関連する計画等		達成率																
	名称	目標設定(～目標年度)																	
1か所	○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○横浜市高齢者居住安定確保計画	多世代が居住する高齢者向け住まいの供給促進	—																
	横浜市中期4か年計画 2014～2017	13か所(～29年度)	7.7%																

つながり方	働き方	住まい方	<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">(下段は概要及び26年度実績)</p>													
12	○	○	<p><u>在宅医療連携拠点事業・在宅療養連携推進協議会</u> (平成24年度までは、地域医療連携推進事業)</p> <p>概要：今後の急速な高齢化に対応するため、居宅における医療の提供体制の充実を図ります。 横浜市医師会と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う「在宅医療連携拠点」を整備します。</p> <p>実績：①在宅医療連携拠点 平成25年11月開設：西区 平成27年1月開設：鶴見区、中区、南区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、瀬谷区 ②在宅療養ネットワーク強化等支援；2事業者選定 ③在宅療養連携推進協議会；2回開催予定</p> <table border="1" data-bbox="384 936 1449 1106"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">11か所</td> <td>よこはま保健医療プラン 2013</td> <td>5か所(～29年度)</td> <td>220.0%</td> </tr> <tr> <td>横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>18か所(～29年度)</td> <td>61.1%</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	11か所	よこはま保健医療プラン 2013	5か所(～29年度)	220.0%	横浜市中期4か年計画 2014～2017	18か所(～29年度)	61.1%
26年度 実績	関連する計画等		達成率													
	名称	目標設定(～目標年度)														
11か所	よこはま保健医療プラン 2013	5か所(～29年度)	220.0%													
	横浜市中期4か年計画 2014～2017	18か所(～29年度)	61.1%													
13	○	○	<p><u>いきいきシニア地域貢献モデル事業</u></p> <p>概要：地域社会で高齢者が活躍できる仕組みを作るため、金沢区内で市内1か所目の相談窓口『生きがい就労支援スポット』をモデル運営し、就労先の開拓や社会参加を促す取組などを実施しながら地域のニーズを十分に踏まえ、今後の事業展開などを検証していきます。</p> <p>実績：平成26年12月15日『生きがい就労支援スポット』開設</p> <table border="1" data-bbox="384 1447 1449 1675"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か所</td> <td>○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>多様な社会参加の場の拡大とマッチング支援の推進</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	1か所	○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○横浜市中期4か年計画 2014～2017	多様な社会参加の場の拡大とマッチング支援の推進	—			
26年度 実績	関連する計画等		達成率													
	名称	目標設定(～目標年度)														
1か所	○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 ○横浜市中期4か年計画 2014～2017	多様な社会参加の場の拡大とマッチング支援の推進	—													
14	○	○	<p><u>団地再生支援事業</u></p> <p>概要：団地に居住する住民が中心となって、団地の課題や再生に向けた将来像を共有していくことを目的に（『住民発意の団地再生』）、コーディネーターを派遣し「団地再生マスタープランの策定」などの支援を実施します。</p> <p>実績：2団地（左近山団地（中央地区）、希望が丘コーポラス）への支援</p>													

つながり方	働き方	住まい方	<p style="text-align: center;">事業名</p> <p style="text-align: center;">(下段は概要及び26年度実績)</p>													
15		○	<p>福祉人材確保事業 (高校生向けインターンシップ・介護資格取得支援・マッチング支援)</p> <p>概要：介護の仕事の魅力を伝え、将来の進路選択につなげるため、市内高校生向けに介護施設等でのインターンシップを実施します。また、求職中の方を対象に、介護職員初任者研修資格取得と介護事業所への就職を支援します。併せて、インターネット上で身近な福祉関連施設の求人情報を提供するとともに、中高生向けに介護の仕事の啓発を行います。</p> <p>実績：①高校生向けインターンシップ参加者数；8人（予定） ②「働きながら資格をとる」介護資格取得支援対象者数：50人（予定） ③アクティブシニア介護資格取得支援対象者数：55人（予定）</p> <table border="1" data-bbox="384 898 1449 1099"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8人</td> <td>横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>高校生向けインターンシップ参加者数 140人(～29年度)</td> <td>5.7%</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	8人	横浜市中期4か年計画 2014～2017	高校生向けインターンシップ参加者数 140人(～29年度)	5.7%			
26年度 実績	関連する計画等		達成率													
	名称	目標設定(～目標年度)														
8人	横浜市中期4か年計画 2014～2017	高校生向けインターンシップ参加者数 140人(～29年度)	5.7%													
16		○	<p>よこはまシニアボランティアポイント事業</p> <p>概要：元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことによりポイントがたまり、ポイントに応じて換金または寄付ができるしくみで、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。</p> <p>実績：①登録者数：10,548名（平成26年12月31日現在） ②受入施設数：380施設（平成27年1月1日現在） 内訳：特別養護老人ホーム112、老人保健施設54、地域ケアプラザ125、その他施設89</p> <table border="1" data-bbox="384 1525 1449 1890"> <thead> <tr> <th rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2">関連する計画等</th> <th rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10,548名</td> <td>第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</td> <td>高齢者が、いつまでも元気であることができるよう、また、生きがいを持って生活することができるよう、身近な社会貢献活動、就業、生涯学習等多様な場への社会参加の契機を提供(～26年度)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>横浜市中期4か年計画 2014～2017</td> <td>14,400人(～29年度)</td> <td>73.3%</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	10,548名	第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者が、いつまでも元気であることができるよう、また、生きがいを持って生活することができるよう、身近な社会貢献活動、就業、生涯学習等多様な場への社会参加の契機を提供(～26年度)	—	横浜市中期4か年計画 2014～2017	14,400人(～29年度)	73.3%
26年度 実績	関連する計画等		達成率													
	名称	目標設定(～目標年度)														
10,548名	第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢者が、いつまでも元気であることができるよう、また、生きがいを持って生活することができるよう、身近な社会貢献活動、就業、生涯学習等多様な場への社会参加の契機を提供(～26年度)	—													
	横浜市中期4か年計画 2014～2017	14,400人(～29年度)	73.3%													

つながり方	働き方	住まい方	事業名 (下段は概要及び26年度実績)										
17	○		<p>医療人材確保対策事業（医師等人材及び看護人材）</p> <p>概要：医師確保対策としては、子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、院内保育所を24時間化するための助成を行うほか、産科医師の確保対策として、当直医師の確保に対する助成を行います。</p> <p>また、出産や育児等の理由で職場を離れている潜在看護師の復職支援への助成、看護人材養成のための市内3か所の看護専門学校への運営費の助成などを行います。</p> <p>実績：①当直医師確保補助；3か所（予定） ②看護職復職支援事業；3団体（予定） ③看護専門学校運営費補助；3団体</p>										
18		○	<p>サービス付高齢者向け住宅</p> <p>概要：ケアの専門家が常駐し、生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、住宅の登録や事業者に対する指導・監督を行い、国の補助制度を活用して供給を支援します。</p> <p>実績：平成23年10月登録開始：市内登録数75か所2,952戸（平成27年1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="384 1055 1449 1256"> <thead> <tr> <th data-bbox="384 1055 520 1137" rowspan="2">26年度 実績</th> <th colspan="2" data-bbox="520 1055 1318 1099">関連する計画等</th> <th data-bbox="1318 1055 1449 1137" rowspan="2">達成率</th> </tr> <tr> <th data-bbox="520 1099 1007 1137">名称</th> <th data-bbox="1007 1099 1318 1137">目標設定(～目標年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="384 1137 520 1256">75か所 2,952戸</td> <td data-bbox="520 1137 1007 1256">○横浜市高齢者居住安定確保計画 ○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</td> <td data-bbox="1007 1137 1318 1256">サービス付き高齢者向け住宅の供給支援</td> <td data-bbox="1318 1137 1449 1256">—</td> </tr> </tbody> </table>	26年度 実績	関連する計画等		達成率	名称	目標設定(～目標年度)	75か所 2,952戸	○横浜市高齢者居住安定確保計画 ○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	サービス付き高齢者向け住宅の供給支援	—
26年度 実績	関連する計画等		達成率										
	名称	目標設定(～目標年度)											
75か所 2,952戸	○横浜市高齢者居住安定確保計画 ○第5期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	サービス付き高齢者向け住宅の供給支援	—										
19	○	○	<p>持続可能な住宅地モデルプロジェクト（局区横断プロジェクト）</p> <p>概要：誰もが安心して暮らし続けることができる持続可能な魅力あるまちづくりに向け、地域、民間事業者等の多様な主体と連携し、多世代交流、団地再生等の地域課題の解決に取り組み、まちづくりのモデルを創り出します。</p> <p>実績：①青葉区たまプラーザ駅北側地区（連携先：東急電鉄株） ・住民創発プロジェクトの支援により、コミュニティカフェ、人物図鑑、ポスティング事業による雇用創出ほか ・医療・介護等多職種の連携を目指した地域包括ケアシステム推進部会、セミナーの開催 ②磯子区洋光台周辺地区（連携先：UR都市機構、神奈川県） ・空き店舗試行活用、活動者交流会（ラウンドテーブル）の開催 ③緑区十日市場町周辺地域 ・市有地活用を行う事業者の公募要項作成と公募開始 ④相鉄いずみ野線沿線地域（連携先：相鉄ホールディングス株） ・ワークショップの開催と成果物アイデア集の発行、アイデア実現「街カフェ」の実施</p>										

「第6期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。第5期計画の期間（平成24年度から26年度）の終了に伴い、平成27年度から29年度を計画期間とする第6期計画を策定します。

このたび、本計画の原案を取りまとめましたので、ご報告します。

1 策定の経過

10月	素案を策定・公表
11月～12月	パブリックコメントの実施、説明会を実施（18区）
2月	原案を策定・公表

2 パブリックコメント実施結果

(1) 実施概要

平成26年10月29日に計画素案を公表し、区民説明会等を開催して意見等を聴取しました。（はがき、電子メール、ファクシミリ、その他により意見等を募集）

意見募集期間：平成26年11月17日～平成26年12月22日

(2) 計画素案の説明会等の開催

ア 区民説明会

開催時期：平成26年11月21日から12月15日

参加者数：1,056人（18区合計）

アンケート件数：596件（回収率 56.4%）

イ 団体等説明

25団体へ説明

(3) 意見状況

内訳	件数	構成比	備考
区民説明会	323件	54.6%	アンケート596件（うち意見記載272件）
団体等説明	85件	14.3%	26団体
意見募集はがき	75件	12.7%	47通
電子メール	62件	10.5%	15通
持参	28件	4.7%	1通
郵送	10件	1.7%	1通
ファクシミリ	9件	1.5%	3通
計	592件	100.0%	

【意見の分類】

(構成比)

計画全般についての意見	54 件	9.1%
第 1 章 横浜市の高齢者の状況	3 件	0.5%
第 2 章 第 6 期計画の課題と基本目標	6 件	1.0%
第 3 章 主な取組	353 件	59.6%
1 健康でいきいきと活躍するために	66 件	11.1%
2 地域で安心して暮らし続けるために	157 件	26.5%
(1) 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実	73 件	12.3%
(2) 認知症施策の推進	18 件	3.0%
(3) 生活支援サービスの充実	66 件	11.1%
3 安定した生活の場を確保するために	56 件	9.5%
4 地域包括ケア実現のために	74 件	12.5%
第 4 章 介護サービス量等の見込み	45 件	7.6%
その他介護保険制度に関する意見	16 件	2.7%
その他高齢者施策に関する意見	17 件	2.9%
区民説明会についての意見	90 件	15.2%
その他の意見	8 件	1.4%
	592 件	100.0%

3 原案について（別冊原案、別添原案概要参照）

パブリックコメント及び介護保険運営協議会等でのご意見を踏まえ、原案を策定しました。この原案を基に議会基本条例に基づき、平成27年第1回市会定例会へ議案を提出しています。

原案については、2月3日に記者発表を行い、ホームページで公表しています。

4 今後のスケジュールについて

2月	平成27年第1回市会定例会へ議案提出 計画最終案とりまとめ
3月	予算議決 計画策定、介護保険料の改定（介護保険条例の改正）
4月以降	計画書閲覧・販売開始、概要版配布開始

第6期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (よこはま地域包括ケア計画) 原案 概要

1 計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。

この第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第6期計画」といいます。)は、平成24年3月に策定した第5期に当たる計画(計画期間:平成24年度から平成26年度まで)を見直し、新たに策定します。計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「よこはま地域包括ケア計画」として策定します。

2 第6期計画が目指すこと

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、2025年度(平成37年度)までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築します。

【2025年(平成37年)の姿~団塊の世代が75歳以上~】

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。

身近な場所に相談窓口があり、自分に合った必要なサービスや支援(生活支援、見守り)を受けています。

介護が必要になっても、医療を含めた様々なサービスを利用しながら、24時間、365日、安心して快適な生活を送れる環境づくりが進んでいます。

社会の担い手として、地域の中で互いに助け合い、支え合っています。

健康は自らつくるもの。健やかで充実した生涯を送れるように、健康づくり、介護予防に取り組んでいます。



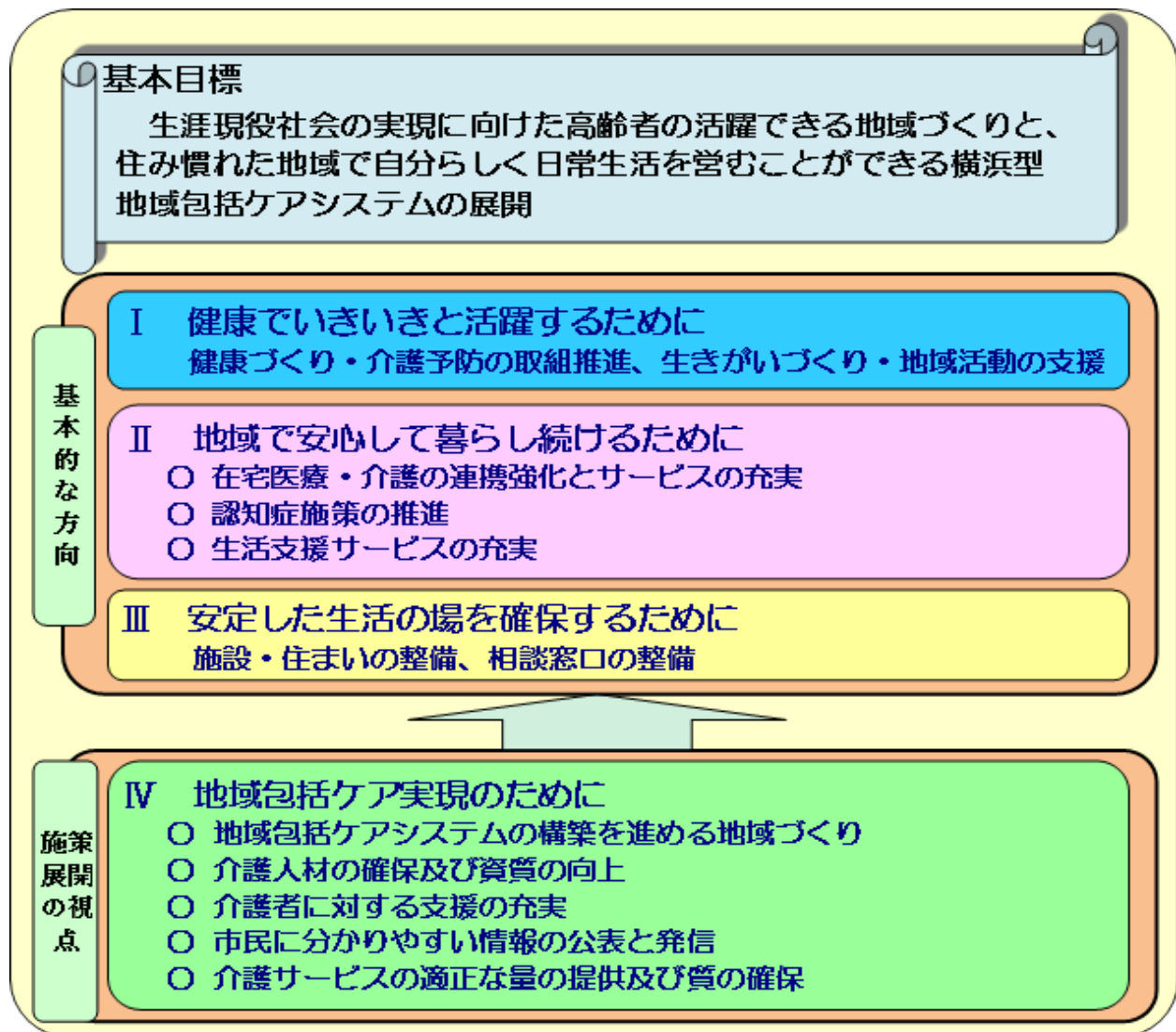
今までの知識や経験を生かして、生きがいを持った生活を送っています。

●地域包括ケアシステム●

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制

3 計画の全体像

基本目標と3つの基本的な方向、それを支える施策展開の視点により、施策を展開していきます。



【参考】平成27年度介護保険制度改正の主な内容

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）
- (2) 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- (3) 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

2 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

- (1) 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- (2) 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- (3) 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4 施策の展開

1 健康でいきいきと活躍するために

◆ 目標

地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるように支援します。

健康づくり・介護予防の取組を推進することで、健康を実感できる高齢者を増やします。元気な高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう支援します。

◆ 施策の展開

1 健康寿命日本一を目指した健康づくり

- 「第2期 健康横浜21」の取組である、食育や運動などによる生活習慣の改善、がん検診と特定健診の普及など生活習慣病の重症化予防への取組を推進します。
- 健康維持のための仕組み等の構築や、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。
- 日常生活の中で楽しみながら継続的に健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業」を推進します。

2 介護予防の取組推進

- 若い世代から健康づくり・介護予防に取り組めるよう、健康づくり部門と連携して進めます。
- 高齢者が元気で活動的な生活を続けることができるよう、地域の特性を生かしながら、介護予防に取り組める事業を展開します。
- 高齢者が身近な「場」で介護予防に取り組み、住民主体で行う「元気づくりステーション事業」を拡充します。同時に、地域で介護予防に取り組む元気づくりステーション以外のグループも支援しながら、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組みます。
- 介護予防の推進役となる担い手の発掘と支援を行います。
- 地域における介護予防活動を機能強化するために、専門職の関与を促進します。

3 地域社会で活躍・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進

- 高齢者の活躍の場を拡大していくための就業機会の提供や情報提供機能の強化に取り組むなど、就労や地域活動などへ高齢者が社会参加できる仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。
- 元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めていきます。
- 幅広い分野の活動を対象にすることで、住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、「よこはまシニアボランティアポイント事業」を展開します。

II 地域で安心して暮らし続けるために

○ 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実

◆ 目標

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し地域の連携づくりを推進するとともに、医療と介護の連携や、地域密着型サービスの整備を行い、地域包括ケアシステムを推進します。

◆ 施策の展開

1 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、①生活支援サービスの提供体制整備、②介護予防、③認知症施策、④医療と介護の連携、⑤自立に向けたケアマネジメント に取り組みます。
- 地域包括支援センターと、地域ケアプラザ地域交流活動部門や関係機関との連携を強化し、特に地域の力を生かしながら、高齢者の生活課題を解決する取組を進めます。
- 地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるよう、地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏まえ、職員研修など資質向上に向けた取組を行うとともに、事業評価方法についても見直しを行います。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが担うべき機能を整理し、必要な体制について検討します。
- 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域ケア会議の手法を活用し、地域包括支援ネットワークを構築するとともに、必要な社会資源整備につなげます。

2 在宅生活を支援するサービスの充実

- 介護保険サービス、介護保険以外のサービスについて、民間事業者をはじめとした多様な供給主体の参入や人材育成への支援を通じて、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支援します。

3 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

- 医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）の整備目標を具体的に定めます。また、小規模多機能型居宅介護からの転換促進を進めます。
- 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護を適切に提供できる体制を整えます。
- 利用者及び家族が安心してサービスを受けることができるよう、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- サービスの利用普及に向けて、市民や関係機関への周知を図ります。

4 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化

- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を進めます。
- 住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、横浜市医師会等と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う在宅医療連携拠点を全区に設置します。

○ 認知症施策の推進

◆ 目標

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。

本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を目指します。

◆ 施策の展開

1 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備

- 早期診断、早期対応のため、支援体制の充実を図ります。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関などを分かりやすく市民や医療・介護関係者に周知します。
- 介護予防の取組の一環として、認知症予防の啓発や認知症予防活動に取り組みます。
- 認知症に対応した介護サービスの適切な提供を図ります。

2 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実

- 認知症疾患医療センターを中心として、認知症医療体制の充実を図るとともに医療・介護連携を強化します。
- 認知症の人への適切なケアの提供のため、医療従事者や介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。

3 認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実

- 認知症の人と介護者が共に安心して過ごせる居場所づくりや家族の集いなど家族者支援の充実を図ります。
- 区や地域包括支援センターでの相談や認知症コールセンターの運営などにより、相談体制の充実を図ります。
- 権利擁護の取組を推進します。

4 地域で見守り、支え合う体制の構築

- 認知症の普及啓発は、認知症に関する理解を深め、支え合う意識向上の基盤づくりに欠かせないことから、取組を一層推進します。
- 認知症サポーターやキャラバン・メイト等とともに、認知症の人や家族を見守り、支援できる市民を増やし、支え合うまちづくりを推進します。

5 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の本人・家族に対する情報提供や相談体制の充実を図ります。

○ 生活支援サービスの充実

◆ 目標

介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する体制を整えます。

平成 27 年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、モデル実施するなどして段階的に多様なサービスを充実させ、平成 29 年度から本格実施します。

◆ 施策の展開

1 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行

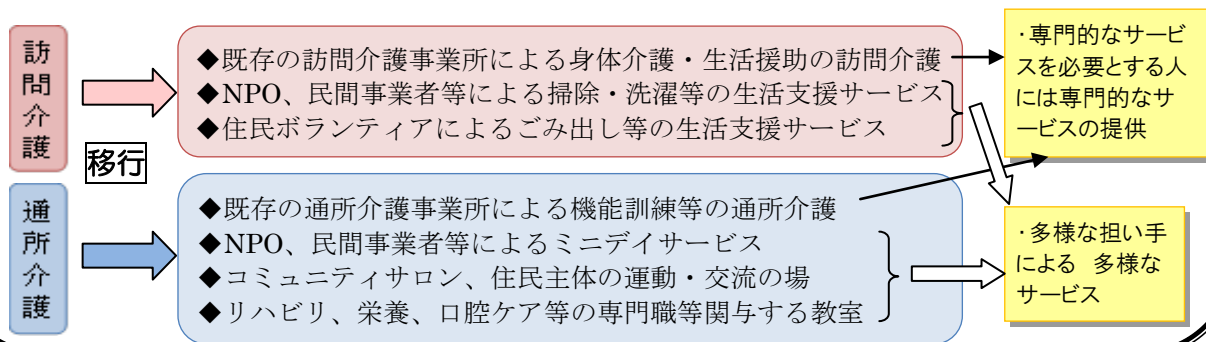
- 多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるように、総合事業を実施します。

2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

- NPO、ボランティア団体、地縁組織など多様な主体が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを行います。

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29 年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、県、市町村、保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



III 安定した生活の場を確保するために

◆ 目標

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなど、要介護高齢者の状態に対応した高齢者の施設を整備します。

高齢者の施設・住まいに関する様々なニーズに応じた相談体制を構築します。

◆ 施策の展開

1 状況に応じた施設や住まいの整備

- 高齢者人口や要介護認定者数の増加を見据え、特別養護老人ホームは地域バランスや医療的ケアへの対応等に配慮しつつ、要介護 3 以上の方がおおむね 12 か月以内に入所できる整備水準を維持します。
- その他、介護保険施設と居住系サービスについても、それぞれの施設・サービス特性に応じて、利用者のニーズに対応していきます。

2 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供

- 多様化する高齢者の施設や住まいに関する相談窓口を設置します。
- 複数の専門窓口と連携することにより、相談者のニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行います。

IV 地域包括ケア実現のために

1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

◆ 目標

地域福祉保健推進のための基盤整備や、地域で見守り支え合う仕組みづくりを市民・事業者・公的機関の連携により推進し、誰もがいつまでも安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域づくりを進めます。

◆ 施策の展開

- 地域福祉保健計画の推進や援護が必要な高齢者等への支援を通じ、地域住民や幅広い関係団体・機関とともに、見守り・支え合いの取組を進めます。
- 権利擁護事業や成年後見制度について、広く普及啓発を進め、円滑な利用促進や関係機関の支援体制の充実を図ります。

2 介護人材の確保及び資質の向上

◆ 目標

今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実させ、介護人材確保及び資質の向上に向けた取組を推進します。

◆ 施策の展開

- 中高年齢者や潜在的有資格者など多様な人材が介護現場で活躍できるような環境づくりに取り組みます。
- 関係機関と連携し介護職員や事業者向けの支援を充実させ、人材の定着促進や資質の向上を図ります。

3 介護者に対する支援の充実

◆ 目標

介護者の身体的・精神的な負担が軽減できるよう、介護者に対する相談・支援体制の充実や、医療・介護サービスの情報の提供を進めます。

◆ 施策の展開

- 高齢者や家族が適切なサービスを選択できるよう、相談・支援体制の充実や各種サービス情報の周知・広報を進めます。
- 介護セミナーや介護者の集い等、介護者支援に取り組みます。

4 市民に分かりやすい情報の公表と発信

◆ 目標

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、サービス内容や事業者情報の提供の充実を図るとともに、事業者自身の自己評価や外部評価の取組を促進します。

◆ 施策の展開

- 利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。
- 介護保険サービスの質の向上を図るため、外部評価機関による評価の受審を進め、結果を公表します。

5 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保

◆ 目標

研修の充実等により要介護認定の一層の平準化を図るとともに、効率的な事務の執行について検討していきます。

事業者数が増加している中、効果的・効率的に事業所指導や報酬返還業務が行えるよう取り組みます。

施設長等を対象とした研修の実施により介護スタッフの人材育成に取り組み、サービスの質の確保を促進するとともに、利用者の生活の場である施設への介護相談員の派遣により、サービスの質の向上を図ります。

◆ 施策の展開

- 要介護認定や介護給付費の適正化を進め、適正かつ効率的な事務執行に努めます。
- 利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、事業者に対する指導・監査体制を強化します。
- サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、第三者評価の受審や、介護相談員の派遣を実施します。

6 苦情相談体制の充実

◆ 目標

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談ができる体制を引き続き確保します。

苦情相談の内容に対して、事業者や区役所などの関連機関の連携により、的確かつ迅速な対応が行えるような連絡体制や、過去の苦情報告に関する情報を、その後の対応に活用する仕組みの確立を目指します。

◆ 施策の展開

- 利用者に身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携の上、迅速かつ的確な対応を行います。
- 横浜市福祉調整委員会を適正に運営し、サービス提供者の質の向上を図ります。

第3期横浜市障害者プランの策定について

本市では、障害者基本法及び障害者総合支援法に基づき、「横浜市障害者プラン」を策定しています。第2期の計画期間(平成 21 年度から 26 年度)の終了に伴い、平成 27 年度以降の指針として、「第3期横浜市障害者プラン」を策定します。

このたび、本計画の原案を取りまとめましたので、ご報告します。

1 策定の経過

6月	素案骨子を策定・公表
7～8月	各障害者団体等へ説明
9月	素案を策定・公表
9～10月	・パブリックコメントの実施 ・市民説明会を実施(全4回)
2月	原案を策定・公表

2 パブリックコメントの実施結果について

(1) 実施概要

ア 実施期間

平成 26 年 9 月 22 日(月) から 10 月 22 日(水) (冊子配布数:2,800 部)

【上記期間における市民説明会の実施(参考)】

- ・9月26日(金) 保土ヶ谷公会堂(12名)
- ・10月7日(火) 戸塚公会堂(97名)
- ・10月16日(木) 横浜ラポール(90名)
- ・10月18日(土) 健康福祉総合センター(50名)

イ 意見提出人数:99名

【内訳】

【内訳】	説明会	45名
	電子メール	35名
	FAX	12名
	郵送	5名
	その他(窓口持参など)	2名

ウ 意見総数:358件

【計画の項目別意見】

計画全体に関する意見	62件
第Ⅰ章 計画の概要	4件
第Ⅱ章 横浜市における障害福祉の現状	0件
第Ⅲ章 基本目標とテーマ	
テーマ1 出会う・つながる・助け合う	68件
テーマ2 住む、そして暮らす	89件
テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす	45件

テーマ4 いきる力を学び・育む	41件
テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ	47件
第IV章 PDCAサイクルによる計画の見直し	0件
資料編	2件

【提出された意見への対応】

意見の趣旨が計画（素案）に含まれているもの	37件
計画に反映するものや、今後対応していくもの	12件
計画推進の参考とさせていただくもの	271件
その他（個別的な意見、感想など）	38件

(2) 意見（抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月に批准された障害者権利条約を踏まえて策定している事がわかるように文章を修正してもらいたい。 障害者プランの説明が難しいです。皆が分かる言葉で書いてもらわないと、何が書いてあるか分かりません。 障害の理解は情報提供や普及啓発で、出来るものではなく、するべきでもありません。教育の場面・就労の場面・生活の場面で障害のある人が同じ場面を共有することによって理解されるべきです。その様な観点から書き直されるべきです。

※その他、パブリックコメントとしていただいたご意見については、障害福祉部のホームページで公表しています。

3 原案について

パブリックコメント及び障害者施策推進協議会等のご意見を踏まえ、素案から文言や事業の時点修正等を行い、この度、原案を取りまとめました。

この原案を基に議会基本条例に基づき、平成27年第1回市会定例会へ議案を提出しています。

原案については、2月3日に記者発表を行い、障害福祉部ホームページで公表しています。また、計画の策定に当たっては「わかりやすい冊子」を作成する予定です。

4 今後のスケジュールについて

2月	<ul style="list-style-type: none"> 原案の記者発表 平成27年第1回市会定例会へ議案提出
3月末	計画の確定
4月以降	各区役所で配布開始 ※「わかりやすい冊子」を先行して配布する予定です。

第3期横浜市障害者プラン 原案 概要

1 計画の趣旨

障害者基本法及び障害者総合支援法を策定の根拠とし、本市の障害福祉施策の中・長期的な方向性等を示すものです。

第3期では、障害児・者が一市民として、当たり前の生活環境を自ら選択し、獲得していけるようにという視点のもとに基本目標を設定しました。

また、その基本目標を達成するために「5つのテーマ」を設定し、そのテーマに沿って障害福祉施策を着実に進めていきます。

2 計画の構成

基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す

テーマ

テーマ1

出会う・つながる・助け合う

普及・啓発、相談支援、情報の保障、災害対策

テーマ5

働く・活動する・余暇を楽しむ

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、文化・スポーツ・レクリエーション

テーマ2

住む、そして暮らす

住まい、暮らし

テーマ4

いきる力を学び・育む

療育、教育、人材の確保・育成

テーマ3

毎日を安心して健やかに過ごす

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

障害状況にあわせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

高齢化・重度化への対応

将来にわたるあんしん施策の継承

3 各テーマにおける今後6年間の方向性

テーマ1 出会う・つながる・助け合う

幼少期、学齢期から障害のある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支え合い・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

取組1-1 普及・啓発

◆持続的な普及・啓発の促進

市民へ向けた普及・啓発として、障害者週間や各種イベントで、障害児・者と出会う場づくりを進めます。

◆学齢期への重点的な普及・啓発を進めます。

小・中学校への障害理解を進めるにあたり、福祉教育と連携し、講演や体験の機会をつくることを検討します。また、**共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習**を進めます。

取組1-2 相談支援

◆相談支援体制の再構築と充実

相談支援機関の役割を明確化し、その相談支援体制の周知を進めます。また、**区自立支援協議会の目的・役割等の整理**を行い、市自立支援協議会との連携を進めるなど、相談支援体制の充実を目指します。また、**難病や、発達障害及び高次脳機能障害の相談支援の充実**を目指します。

取組1-3 情報の保障

◆行政情報における合理的配慮の推進

コミュニケーションボード・カードの活用を促進します。また、行政情報の発信のルール化やガイドライン等を作成するなど、**情報の保障に関する検討**を進めます。

取組1-4 災害対策

◆災害時の自助・共助・公助の浸透

災害に備えた普段からの**要援護者対策**を進めます。また、災害時において、公助が効率的・効果的に役割を果たせるように、**公助の役割分担の明確化**や**共助・自助の仕組みの構築**を検討します。さらに、**障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保**も進めます。

テーマ2 住む、そして暮らす

どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して暮らし・生活し続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

取組2-1 住まい

◆障害状況に合わせた住まいの充実

様々なニーズに応える**住まいの構築**のために、行動障害のある方の住まいの検討や、グループホーム運営の支援の充実など、障害の特性や状況を考えながら、施策を進めます。

障害者支援施設の役割などについても検討を進め、**老朽化施設の再整備**なども進めます。

施設や病院で生活している人が、地域で暮らしていくことができるように、施設入所支援や地域移行・地域定着支援など、**地域移行に関わる支援の充実**を進めます。

また、ひとり暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなり、その後のひとりでの生活が安心しておくれるための仕組みについての検討を進めるなど、**民間住宅への入居を推進**します。

◆高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討を進め、一日を通して安心できる住まいの確保を目指して、持続的に実現可能な住まいの形を構築します。

取組2-2 暮らし

◆地域での生活を支える仕組みの充実

障害者地域活動ホームの機能の充実や生活支援センターのサービスの整理及び、多機能型拠点の整備など、**在宅生活を支える地域の拠点**を充実します。

また、**在宅生活を支えるサービス**として、短期入所や居宅介護など、障害児・者やその家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

◆本人の生活力を引き出す支援の充実

地域で安心して暮らすことを支援していくために、**障害者自立生活アシスタント事業**や**障害者後見的支援制度**などを進めます。また、**消費者教育**を推進します。

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが、毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、ともに生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

取組3-1 健康・医療

◆医療環境のさらなる整備

医療従事者への研修や、重度障害者入院時コミュニケーション事業など、**障害者の医療等への対応を進めるとともに、障害を理解してくれる病院などの増加や、医療ネットワークの構築**を図ります。また、**難病患者への支援の充実**も進めます。

◆参加しやすい健康づくり施策の推進

障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、**参加しやすい健康づくり事業の検討**を進めます。また、必要な体力づくりやリハビリテーションに活かせるよう**健康づくり環境を整えます**。

◆救急医療体制の充実

精神科救急医療体制の充実を進めるとともに、**精神科以外の救急と連携した救急医療体制**を構築します。

取組3-2 バリアフリー

◆さらなるバリアフリーの推進

バリアフリー基本構想の検討や公共交通機関のバリアフリー化を進めるなど、障害者がより生活しやすい環境を整備します。

取組3-3 権利擁護

◆障害者虐待防止の取組の浸透

障害者虐待が重大な人権侵害であることが市民の方々にさらに伝わり、そのことが虐待を防ぐことや早期発見につながることから、**普及・啓発**を進めます。

◆障害者差別解消法に基づく取組

障害者差別解消法施行に向けた検討を行い、本市職員対応要領の策定など、**法律の施行に向けて取り組み、施行後の取組を広めていきます**。

◆成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用を促進するための取組や、**権利擁護に関わる支援**を充実します。

テーマ4 いきる力を学び・育む

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちと関わり、語り合い、学び合い、生きる力を身に付けていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

取組4-1 療育

◆早期療育体制の充実

地域療育センターを中心とした**相談支援体制（障害児相談）の確立**を目指し、その周知も進めます。また、「発達支援」、「家族支援」、「地域支援」を包括的に進め、**児童発達支援体制**の確立を目指します。

◆学齢障害児の支援の充実

放課後等に、療育訓練や余暇支援を受けられる**居場所の充実**を進めます。また、学齢後期障害児支援事業の体制の充実を進め、**中学校期以降の相談支援を拡充**します。

取組4-2 教育

◆療育と教育の連携による切れ目のない支援

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を使い、幼稚園や保育園等と小学校との連携などにより、**小中学校等への支援の充実**を進めます。

◆教育環境・教育活動の充実

研修による人材育成、通学区域の設定や学習環境の改善による**特別支援学校の再編整備等**を進め、教育環境・教育活動を充実します。

◆教育から就労への支援

特別支援学校等の進路担当者と福祉施設担当者等就労支援機関との連絡会を開催し、**連携を強くすることによる就労支援・職場定着支援の充実**を進めます。

取組4-3 人材の確保・育成

◆障害福祉従事者の確保と育成

対象者を絞って、集中的に人材の確保を行っていくために、支援者や事業所等と協働し、**障害福祉に関わる人材の確保・育成**を進めます。

◆当事者による支援体制の充実

障害者本人や家族にしか分からない悩みを受け止めることや、解決する方法を提示できる人材の確保・育成を行うため、**当事者団体の活動支援**を進めます。

テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出や趣味・スポーツを楽しむなど、様々な余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

取組5-1 就労

◆一般就労の促進と定着支援の充実

多様化する就労支援ニーズや定着支援に対して、**障害者就労支援センター**等を中心とした**就労支援体制の充実・強化**を進めます。また、サービスの質を高めるため、**支援者のスキルの向上**を図ります。

さらに、障害者雇用に関するシンポジウムやセミナーを行い、**企業等への障害者雇用の理解を促進**します。

◆福祉的就労から一般就労への移行

地域における就労支援ネットワークを作るなど、**障害福祉サービス事業所等との連携を強化**します。また、事業所等の職員が、必要な技術・知識を習得できるように、**障害福祉サービス事業所等職員の人材の育成**を進めます。

取組5-2 福祉的就労

◆作業の充実と工賃向上

市内障害者施設等への**企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大**を進め、作業の充実と工賃の向上を目指します。また、**障害者優先調達法に基づき、障害者施設への発注を促進**します。さらに、企業で働くことや、施設に日中通うことが難しく、自宅にいる方でも、**社会参加できる機会を確保**できるような仕組みを検討します。

取組5-3 日中活動

◆日中活動場所の拡充

日中活動に関わる様々な社会資源の**役割や位置づけを明確化**します。また、特別支援学校の卒業生等の行き先となる**日中活動場所の設置を促進**します。

取組5-4 移動支援

◆移動支援の充実による社会参加の促進

移動情報センター運営等の事業や効率的な車などの利用の仕組みの検討を行うなど、**総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援**を進めます。

取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

◆文化・芸術活動の推進

ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催など、**芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保**を進めます。また、そのような活動に対する支援を進めるため、**障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり**を進めます。

◆スポーツ活動の推進

2020年の**オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に合わせた情報発信**や**障害者スポーツ**の普及に取り組みます。

◆レクリエーション活動の推進

余暇としてスポーツを楽しむ障害者等の活動を支援するため、身近な地域にあるスポーツ施設の活用など、**地域におけるレクリエーション活動の啓発**を進めます。